

空幕会第109号例規
28. 3. 30
一部改正 空幕会第189号例規
28. 4. 16
一部改正 空幕会第72号例規
29. 3. 21
一部改正 空幕会第130号例規
29. 4. 11
一部改正 空幕会第188号例規
29. 6. 1
一部改正 空幕会第276号例規
29. 8. 31
一部改正 空幕会第326号例規
29. 10. 12
一部改正 空幕会第155号例規
30. 4. 26
一部改正 空幕会第93号例規
令和2年4月1日

航空総隊司令官
各航空方面隊司令官
秋田救難隊長
新潟救難隊長
航空支援集団司令官
航空教育集団司令官
航空安全管理隊司令
補給本部長
第4補給処木更津支処長
各基地業務担当部隊等の長
殿

航空幕僚長

標準契約条項等の制定について（通達）

分類番号：A-40-034
保存期間：10年
保存期間満了時期：2026. 3. 31

作成年度：2015年度
枚数：2枚
開示判断：開示

記

標記について、契約担当官の行う契約について標準契約条項等（標準契約条項、適用契約条項、特約条項及び標準請書条項並びに標準契約書等をいう。以下同じ。）を別冊のとおり制定したので、下記により実施されたい。

なお、この通達は、28.4.1から適用する。

1 適用基準

標準契約条項等は、契約担当官の締結する契約について適用する。ただし、これにより難しい場合は、個別に契約書又は請書を作成するものとする。

2 標準契約条項等による標準契約書等作成要領

- (1) 標準契約書等には、契約金額のほか、売買、請負、売払い等の種類及び適用する標準契約条項の名称等その他必要な事項を明示し、必要に応じ付属書類として仕様書等を添付するものとする。
- (2) 標準契約条項等（標準契約書等を除く。）に定めのない他の特別の条項を付加する場合には、標準契約書等の特約条項欄に記載するものとする。

3 その他

- (1) 標準契約条項等は、入札及び契約締結時にその内容を周知徹底するとともに、常時一般の閲覧に供し得るようにしておくものとする。
- (2) 標準契約条項等は、航空幕僚監部から会計検査院に一括提出するので、各証明責任者においては、標準契約条項等の提出及び決議書等に提出済みの付記は要しない。

添付書類：別冊「標準契約条項等」（別途送付）

配布区分：第3術科学学校長（2科）

空幕会第109号（28.3.30）別冊

標準契約条項等

航空自衛隊

分類番号：A－40－034

保存期間：10年

保存期間満了時期：2026.3.31

作成年度：2015年度

枚数：2枚

開示判断：開示

目 次

1	標準契約条項			
(1)	建設工事請負契約条項	1	1	1
(2)	物品売買契約条項	1	2	1
(3)	修理契約条項	1	3	1
(4)	製作物供給契約条項	1	4	1
(5)	役務供給契約条項	1	5	1
(6)	糧食品売買契約条項	1	6	1
(7)	委託契約条項	1	7	1
(8)	物品売払契約条項	1	8	1
(9)	残飯売払契約条項	1	9	1
(10)	産業廃棄物等収集運搬業務委託契約条項	1	10	1
(11)	産業廃棄物等処分業務委託契約条項	1	11	1
(12)	電力需給契約条項	1	12	1
(13)	食器洗浄作業等部外委託契約条項	1	13	1
(14)	宿舍借上契約条項	1	14	1
(15)	借上契約条項	1	15	1
2	適用契約条項			
(1)	工事、測量及び建設コンサルタント等業務請負契約における談合等に係る違約金に関する契約条項	2	1	1
(2)	装備品等及び役務の調達に係る談合等の不正行為に関する契約条項	2	2	1
(3)	債権譲渡禁止の部分的解除のための契約条項	2	3	1
(4)	一括再委託の禁止等に関する契約条項	2	4	1
3	特約条項			
(1)	特別防衛秘密の保護に関する特約条項	3	1	1
(2)	秘密の保全に関する特約条項	3	2	1
(3)	特定秘密の保護に関する特約条項	3	3	1
(4)	秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項	3	4	1
(5)	建設工事等の秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項	3	5	1
(6)	暴力団排除に関する特約条項（工事契約書）	3	6	1
(7)	暴力団排除に関する特約条項（工事請書）	3	7	1
(8)	暴力団排除に関する特約条項（工事以外）	3	8	1
(9)	個人情報等の安全確保等に関する特約条項	3	9	1
(10)	個人情報等の安全確保等に関する特約条項（請書）	3	10	1
(11)	情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項	3	11	1
4	標準請書条項			
(1)	工事請書条項	4	1	1
(2)	物品売買請書条項	4	2	1
(3)	修理請書条項	4	3	1
(4)	製作物供給請書条項	4	4	1
(5)	役務供給請書条項	4	5	1
(6)	糧食品売買請書条項	4	6	1
(7)	宿舍借上請書条項	4	7	1
(8)	借上請書条項	4	8	1

5	標準契約書等			
(1)	標準契約書	5	1	1
(2)	標準請書	5	2	1

標準契約条項

建設工事請負契約条項

(総則)

第1条 発注者（契約書に定める「甲」の者をいう。以下同じ。）と受注者（契約書に定める「乙」の者をいう。以下同じ。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、この建設工事請負契約条項（以下「条項」という。）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

発注者及び受注者は、この契約書（この建設工事請負契約条項を適用させる「契約書」をいう。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約書記載の工事をこの契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体の場合には、受注者は、共同企業体協定書によりこの契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとし、当該工事に係る共同企業体協定書の写しをこの契約書に添付するものとする。

受注者が共同企業体の場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、この契約に基づき受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が、第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。
- 第4条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は保証金額の増額を請求することができ、受注者は保証金額の減額を請求することができる。
- （権利義務の譲渡等）
- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物及び工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工

が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合
イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から
30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出する
ことができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、
その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出し
た場合

4 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の請負代金額（下請契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の請負代金額（下請契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の100分の5に相当する額

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督官）

第9条 発注者は、監督官を定めたときは、その氏名を受注者に通知しな

なければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督官に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督官を定め、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督官の有する権限の内容を、監督官にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督官の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督官を経由して行うものとする。この場合においては、監督官に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次に掲げる者を定め、工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 専任の主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は専任の監理技術者（同法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受取、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受取並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者を兼任する現場代理人にあってはこれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督官は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注

者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督官がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。

設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督官の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督官は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督官の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督官の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督官の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督官の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定し

た工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督官の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督官は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督官が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督官に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督官の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督官は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、受注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。受注者は発注者から引渡しを受けた支給材料又は貸与品について、出納及び保管の状況を明らかにしておくものとし、工事の完成後、速やかに使用明細書を提出するものとする。

- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により受注者に当該支給材料若しくは貸与品の使用を請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督官の指示に従わなければならない。

(寄託機械機器)

第16条 受注者は、発注者が保有する据付けを要する機械機器（以下「寄託品」という。）を発注者から寄託されたときは、その品名、数量、引渡場所及び引渡時期については、設計図書に定めるところにより監督官の

立会いの上その引渡しを受けるものとする。

- 2 受注者は、前項の引渡しを受けたときは、その受領書を監督官を通じて寄託者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、必要があるときは、第1項の寄託品の数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を変更することができる。
- 4 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 5 受注者は、自己の故意又は過失により寄託品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
(工事用地の確保等)

第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督官がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督官の指示その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督官は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督官は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を必要最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督官に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

- 2 監督官は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は、前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの又は同項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第20条 発注者は、前条第4項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、発

注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただ

し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督官の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、その採った措置の内容を監督官に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督官は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において

て負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、

同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2

次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」とみなして同項の規定を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第16条、第18条から第23条まで、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査官」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査官は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を必要最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担

とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、受注者の承諾を得て工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(中間検査)

第35条 発注者は、必要があると認めるときは、工事施工の途中において、発注者の指定する出来形部分について検査を行うことができる。

(前金払)

第36条 この契約において前金払の特約をした場合には、受注者は、保証事業会社と、この契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の規定により中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（同項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、当該中間前払金の額を含む。以下この条から第38条まで、第42条、第48条及び第52条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6。次項において同じ。）を超える

ときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第39条又は第40条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、この支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第37条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第38条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 前項の場合において、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超

える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

（部分払）

第39条 この契約において部分払の特約をした場合には、受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督官の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督官の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り。）に相応する請負代金相当額（以下第42条及び第43条において単に「請負代金相当額」という。）の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は工期中1回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当額請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から、起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を必要最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ （9/10－前払金額/請負代金額）

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第40条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することのできる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用する第32条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額 $\times$ （1－前払金額/請負代金額）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第41条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円

年度

円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

4 この条は、航空自衛隊契約担当官の行う契約については、適用しない。
(国債に係る契約の前金払の特則)

第42条 国債に係る契約の前金払については、第36条第1項及び第3項中「この契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「この契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第37条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項において読み替えて準用する第36条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項において読み替えて準用する第36条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項において読み替えて準用する第36条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において

は、第37条第3項の規定を準用する。

6 この条は、航空自衛隊契約担当官の行う契約については、適用しない。

(国債に係る契約の部分払の特則)

第43条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1) 中間前金払を選択しない場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10$ - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} $\times$ 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(2) 中間前金払を選択した場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10$ - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額) $\times$ (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

4 この条は、航空自衛隊契約担当官の行う契約については、適用しない。

(第三者による代理受領)

第44条 受注者は、あらかじめ、発注者の書面による承認を得た場合に限って、請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とするこ

とができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第40条において準用する場合を含む。）又は第39条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する受注者の工事中止）

第45条 受注者は、発注者が第36条、第39条又は第40条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第46条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条第4項又は第5項（第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から契約の種別により原則として2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 5 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項又は前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 6 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督官の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第47条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5.0パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により第33条第2項（第40条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第48条 第4条の2第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第49条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しない

とき。

- (2) 受注者がその責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 受注者が第10条第1項第2号に掲げる者を定め、工事現場に配置しなかったとき。
- (4) 受注者が前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第51条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材、

原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第49条の2 次のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）第74条第1項の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2項の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（発注者の任意解除権）

第50条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第49条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第51条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除す

ることができる。

- (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第52条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を必要最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第36条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第39条及び第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第49条又は第49条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率）の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあって

は、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料及び寄託品があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料及び寄託品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第49条又は第49条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発

注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第53条 受注者は、発注者が必要と認めるときは、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

第54条 受注者が、この契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金の支払の日まで年5.0パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5.0パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（違約金に関する特約）

第55条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第

3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 6 3 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

第 5 6 条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 . 0 パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令第 2 9 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合で計算した額

の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（あっせん又は調停）

第 5 7 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央又は都道府県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者若しくは専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督官の職務の執行に関する紛争については、第 1 2 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第 5 8 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

（秘密の特約条項）

第 5 9 条 設計図書に秘密保全に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 6 号）第 1 6 条に規定する秘に指定された事項若しくは同訓令第 5 0 条に規定する事項又は特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密に係る情報を含む契約については、秘密保全に関する訓令及び特定秘密の保護に関する訓令（平成 2 6 年防衛省訓令第 6 4 号）に従い適正な特約条項を付し、当該契約の違約金については、建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の取扱いについて（防整施(事)第 1 3 号 2 7. 1 0. 1）に基づき適正な特約条項を付するものとする。

(解体工事に要する費用等)

第60条 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）解体工事に要する費用、（2）再資源化等に要する費用、（3）分別解体等の方法、（4）再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入した別紙第1、別紙第2又は別紙第3を添付するものとする。

(住宅建設瑕疵担保責任保険)

第61条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、（1）保険法人の名称、（2）保険金額、（3）保険期間についてそれぞれ記入する。

なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

(運用基準)

第62条 条項の適用に関して、建設工事請負契約条項運用基準（以下「運用基準」という。）を別紙第4のとおり定める。

(発注者と受注者との協議)

第63条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

建築物に係る解体工事

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく契約書記載事項

工事名：_____

1. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- （注）・解体工事の場合のみ記載する。
- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。
 - ・工事現場内における仮置き等に伴う荷下ろし・積込み費用は含まない。

2. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- （注）・運搬費を含む。
- ・工事現場内における仮置き等に伴う運搬費は含まない。

3. 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他（ ）	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

4. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく契約書記載事項

工事名：_____

1. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 該当無し

2. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。

・工事現場内における仮置き等に伴う運搬費は含まない。

3. 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

4. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく契約書記載事項

工事名：_____

1. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- （注）・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 ・仮設費及び運搬費は含まない。
 ・工事現場内における仮置き等に伴う荷下ろし・積込み費用は含まない。

2. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- （注）・運搬費を含む。
 ・工事現場内における仮置き等に伴う運搬費は含まない。

3. 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

4. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

建設工事請負契約条項運用基準

1 対象工事

この建設工事請負契約条項運用基準は、1 件につき契約金額が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項に規定する金額以上の工事に適用する。

ただし、それ以外の工事への適用を妨げるものではない。

2 条項補則第 60 条関係

(1) 補則第 60 条においては、次のとおりとする。

ア 「(1) 解体工事に要する費用」については、分別解体及び運搬車への積込みに要する費用とし、解体工事に伴う仮設費及び運搬費並びに工事現場内における仮置き等に伴う荷下し・積込み費用は含まないものとして、受注者と当該工事の実施をつかさどる部署（以下「工事担当部署」という。）において協議を了した直接工事費を記入する。

イ 「(2) 再資源化等に要する費用」については、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に伴う費用とし、工事現場内における仮置き等に伴う運搬費は含まないものとして、受注者と工事担当部署において協議を了した直接工事費を記入する。

ウ 「(3) 分別解体の方法」は、受注者と工事担当部署において協議を了した方法を記入する。

エ 「(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地」は、受注者と工事担当部署において協議を了した施設名称等を記入することとし、特定建設資材廃棄物の種類により受入先が異なる場合等は複数記入する。

(2) 別紙第 1、別紙第 2 及び別紙第 3 のいずれかを当該請負契約書に添付することとされているので、遺漏のないよう措置すること。

なお、細部については次の各号のとおりとする。

ア 当該工事の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）は、落札者が決定したときには直ちに落札者に対し契約関係書類を交付するとともに、期限までに契約関係書類を工事担当部署に提出し、協議を了しなければならないことを説明すること。

イ 工事担当部署は、アの書面の提出を受けたときは、期限までにその

記載内容が適切であることを確認し、工事担当部署の長までの決裁を受けて、契約担当部署に報告することとし、この報告に基づき契約担当部署は契約書を作成するものとする。

- (3) 受注者が共同企業体の場合においては、受注者の住所、会社名及び代表者氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所、会社名及び代表者氏名を記入し、押印するものとする。

3 条項に係る追加事項

設計・施工一括発注方式（設計・施工一括発注方式について（防整施第6942号28.3.31）別紙の第2項第1号に規定する設計・施工一括発注方式をいう。）又は標準図活用発注方式（標準図等活用発注要領について（防整技第7180号28.3.31）に規定する発注方式をいう。）により発注した工事について、建築士法（昭和25年法律第202号）上、建築士の資格を必要とする設計業務に係る設計業者が確定した際、次の手続により、速やかに契約変更の手続を行うものとする。

(1) 建築士法第22条の3の3に関する手続

ア 契約担当部署は、設計業者が確定したときには直ちに落札者等に対し契約関係書類を交付するとともに、期限までに建築士法第22条の3の3に定める内容について、工事担当部署との協議を了しなければならないこと及び付紙には協議を了した内容を記載しなければならないことを説明する。

イ 工事担当部署は、建築士法第24条の7第1項に基づく説明を受ける際、落札者等に付紙の提出を求める。

ウ 工事担当部署は、付紙の提出を受けたときは、期限までにその記載内容が適切であることを確認し、工事担当部署の長までの決裁を受けて、契約担当部署に報告する。

エ 契約担当部署は、ウの報告を受けたときは、補則第61条の次に「建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり」を加え、契約書に付紙を添付する旨契約書に記載した内容の変更を行うものとする。

4 第1条関係（総則）

- (1) 第3項において、仮設、施工方法等についてその責任の所在を明らか

にするため、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。）に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、その必要性を十分検討し、必要最小限度のものとする。

- (2) 第5項において、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。
- (3) 第12項において、受注者が共同企業体の場合には、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）と受注者との間では全ての行為は共同企業体の代表者を通じて行うこととされているので、遺漏のないよう措置すること。
- (4) 秘密を要する調達に係る契約においては、「受注者は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実に行わなければならない。」と記載すること。

5 第2条関係（関連工事の調整）

関連工事における工程等の調整は、この条において契約担当官等の義務としているが、その運用に当たっては「工事監督の実施細目について（防整技第7165号28.3.31）」（以下「実施細目」という。）の規定に従い、重要なものについては総括主任工事監督官等が、その他については主任工事監督官等が行うものとする。

6 第3条関係（請負代金内訳書及び工程表）

- (1) 受注者から請負代金内訳書及び工程表を提出させる期間は、工期、工事等の態様により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で延長又は短縮した日数とすることができる。
- (2) 請負代金内訳書については、契約担当官等の承認を要せず、契約担当官等及び受注者を拘束するものではないので、第25条の規定による請負代金額の変更、第30条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第39条の規定による部分払等を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳書により行うものとする。
- (3) 請負代金内訳書は、前号の確認を行うに当たり、参考までに受注者の

積算の考え方を承知しておくために提出させるものであり、証拠書類として取り扱わないので該当工事の履行終了後、破棄しても差し支えない。

- (4) 契約担当官等が請負代金内訳書を必要としない場合は、請負代金内訳書に関する部分を削除したものとする。

7 第4条関係（契約の保証）

- (1) 建設工事等に係る契約の保証に関する取扱いについて（防整施第6945号28.3.31）の別紙第1項第3号に該当する場合は、この条は削除したものとする。
- (2) 第4条の2を適用する工事は、1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の工事又は特段の事情があると認められる工事とする。

8 第7条関係（下請負人の通知）

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含むものである。

9 第9条関係（監督官）

- (1) 第3項にいう「2名以上の監督官を定め、前項の権限を分担させたとき」とは、実施細目第4条に規定する同一の監督業務について2名以上の監督官を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督官に明示すること。
- (2) 第4項は、第1条第5項の特則を規定したものではなく、契約書ではなく設計図書において権限が創設される監督官の指示又は承諾について原則として、書面によることを定めたものである。

10 第10条関係（現場代理人及び主任技術者等）

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の工事に該当しない場合、第1項第2号中「専任の」を削除したものとする。
- (2) 「常駐」とは、当該工事のみを担当していること（専任）だけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものである。
- (3) 「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものである。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その

他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。

- (4) 第3項について、次のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ アからウまでに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

1 1 第11条関係（履行報告）

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書、実施工程表等の履行計画についての報告も含むものである。

1 2 第13条関係（工事材料の品質及び検査等）

- (1) 第3項の日数については、検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で延長又は短縮した日数とすることができる。
- (2) 第5項の日数については、工事材料の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で延長又は短縮した日数とすることができる。

1 3 第14条関係（監督官の立会い及び工事記録の整備等）

第4項及び第5項前段の日数については、立会い又は見本検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で延長又は短縮した日数とすることができる。

1 4 第15条関係（支給材料及び貸与品）

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書に明示すること。

1 5 第17条関係（工事用地の確保等）

- (1) 第1項は、契約担当官等の工事用地の確保義務を規定したものである

が、「受注者が工事の施工上必要とする日」とは、受注者の工事の進捗状況を勘案して現実に受注者が工事を施工するために用地を必要とする日をいう。

- (2) 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。
- (3) 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

1 6 第21条関係（工事の中止）

- (1) 第1項において、工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合とは、現実に受注者が工事を施工できないと認められるときとする。
- (2) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し、又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不用となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

1 7 第24条関係（工期の変更方法）

- (1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第16条第4項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の日数については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で延長又は短縮した日数とすることができる。
- (3) 第2項の「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第16条第4項においては、寄託機械機器に代えて他の寄託機械機器を引き渡した日又は寄託機械機器の品名等を変更した日、第18条第1項においては、監督官が改造の請求を行った日、第19条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第20条においては、設計図書の変更が行われた日、第21条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の

一時中止を通知した日、第45条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

18 第25条関係（請負代金額の変更方法等）

- (1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第16条第4項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条第2項、第23条第3項及び第45条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の日数については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で延長又は短縮した日数とすることができる。
- (3) 第2項の「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第16条第4項においては、寄託機械機器に代えて他の寄託機械機器を引き渡した日又は寄託機械機器の品名等を変更した日、第18条第1項においては、監督官が改造の請求を行った日、第19条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第20条においては、設計図書の変更が行われた日、第21条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第22条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第23条第3項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第45条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第16条第4項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条第2項、第23条第3項及び第45条第2項の規定に基づくものをいう。

19 第26条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- (1) 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができるものとする。
- (2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内に契約担当官等が受注者と協議して定める日において、主任

監督官等に確認させるものとする。この場合において、受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

- (3) 第3項の日数については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で延長又は短縮した日数とすることができる。
- (4) 第4項に規定する再スライドを行う場合は、第1号から第3号までを準用すること。
- (5) 契約担当官等は、現場説明書により第1号及び第2号の事項を了知させること。
- (6) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。
- (7) 第7項の日数については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で延長又は短縮した日数とすることができる。
- (8) 前各号に定めるもののほか、この条の適用に当たっての細部事項については、整備計画局施設計画課長が定める。

20 第30条関係（不可抗力による損害）

- (1) 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- (2) 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいう。
- (4) 契約担当官等は、現場説明書により第1号及び第2号の事項を了知させること。

21 第31条関係（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第1項の日数については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で延長又は短縮した日数とすることができる。

22 第36条関係（前金払）

(1) 第3項における中間前金払の対象となる範囲、割合及び条件については、次のとおりとする。

ア 中間前金払の範囲は、1件の請負代金額が1,000万円以上であって、かつ、工期が150日以上とする。

イ 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

ウ 中間前金払の条件は、工期の2分の1を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗額が請負代金額の2分の1以上であることとする。

(2) 第4項における中間前金払の認定については、次のとおりとする。

ア 契約担当官等又は契約担当官等が指定する者（以下「認定者」という。）は、受注者から、中間前金払に係る認定の請求があったときは、前号ウに掲げる条件を満たしているか否かの確認を実施する。

イ 認定者は、アの確認の結果が妥当であると認定したときは、認定調書を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者の提出する請求書に添えるものとする。

ウ 認定者は、第11条（履行報告）の規定に基づく報告をもって認定することができる。

エ 認定者は、請求のあった日の翌日から起算して7日以内には、認定を行うものとする。

(3) 契約担当官等は、請負代金額の一部を工期中途において支出する必要がある場合で、これを中間前金払又は部分払のいずれかの選択について、現場説明書等において了知することとする。

(4) 契約に当たり、部分払を選択した工事にあつては、第3項及び第4項を削除することとし、中間前金払を行わないこととする。

2 3 第37条関係（保証契約の変更）

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らない額とする。

2 4 第39条関係（部分払）

(1) 第6項の日数については、工期、工事の態様等により10日とするこ

とが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満で、かつ、必要な範囲で延長又は短縮した日数とすることができる。

- (2) 契約に当たり、中間前金払を選択した工事にあつては、部分払を行わないこととする。

2 5 第40条関係（部分引渡し）

第2項の日数については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で延長又は短縮した日数とすることができる。

2 6 第41条関係（国債に係る契約の特則）

- (1) 契約担当官等は、現場説明書等により次の事項を了知させること。

ア 各会計年度における請負代金の支払の限度額（○年度約○％以内と割合で明示すること。）

イ 各会計年度における請負代金の支払の限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

- (2) 支払限度額の決定は、各工事ごとに各会計年度の予想出来高を算出の上、年割り額を超えないよう調整し決定すること。

- (3) 支払限度額及び出来高予定額は、契約会計年度の翌会計年度以降に国債の減額があった場合及び次号のただし書きの場合を除き、原則として変更しないものとする。

- (4) 各工事ごとに各会計年度の所定の前金払及び部分払を行った結果、その支払額の合計が各会計年度の支払限度額に達しない場合は、全て繰越手続きを行うものとする。ただし、1事項における各工事の支払限度額を変更することによって、1事項の支払限度額に達する場合は、部分払を行う前に各工事の支払限度額を変更して、繰越を避けても差し支えない。この場合、出来高予定額も支払限度額に対応するよう変更するものとする。

2 7 第42条関係（国債に係る契約の前金払の特則）

- (1) 契約担当官等は、現場説明書等により次の事項を了知させること。

ア 前金払の支払条件

イ 契約会計年度の翌会計年度に前払金の請求をする場合は、翌会計年度の予算が成立し予算の執行が可能となる時期以前においては請求することができないこと。

(2) 契約会計年度に前金払の一部を、翌会計年度にその残額を支払う場合は、第42条第3項の()書は契約会計年度の支払金額となること。

(3) 国債に係る中間前金払の条件については、21第36条関係第1号ウ中「工期の2分の1」とあるのは「各会計年度の工事実施期間の2分の1」と、「請負代金額の2分の1」とあるのは「各会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えてこれらの規定を準用する。

28 第43条関係（国債に係る契約の部分払の特則）

(1) 契約担当官等は、現場説明書等により各会計年度における部分払の回数を了知させること。

(2) 中間前金払を選択した工事において、請負代金相当額が各会計年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）を超えた場合（第40条に規定する指定部分の工事にあつては、当該出来高予定額に達した場合）に限り、部分払を行うことができる。

29 第41条から第43条関係

契約が国債に基づかない場合は、この条は削除したものとする。

30 第46条関係（瑕疵担保）

第2項における瑕疵担保期間の存続期間については、建設工事ごとに担保期間を定めるものとし、原則として木造の建物等の建設工事の場合は1年とし、コンクリート造等の建物又は土木工作物等又は設備工事等の建設工事は2年とする。ただし、木造の建物等の建設工事で、設備工事を合併契約する場合における設備工事の担保期間は1年とする。

31 第47条関係（履行遅滞の場合における損害金等）

(1) 検査期間は遅延日数に算入しないこと。

(2) 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

32 第48条関係（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第4条の規定を適用する場合、第1項中の「の2」を削除したものとする。

33 第52条関係（解除に伴う措置）

(1) 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還す

ることが含まれる。

- (2) 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

3 4 第57条関係（あっせん又は調停）

- (1) 建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とすること。
- (2) 一般競争に付した工事の請負契約においては、第1項の審査会は中央建設工事紛争審査会とする。

物品売買契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の物品売買契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を、納入期限（以下「納期」という。）までに甲の指定する納入場所において甲に引渡し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(仕様書等の疑義)

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(輸送費等)

第4条 納入場所までの輸送（こん包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(契約の変更)

第5条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合には、納期、納入場所、契約数量及び仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により契約金額を変更する場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第6条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるとこ

ろが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(納入)

第7条 乙は、甲の発行する品名、数量、納期等を示した発注書に基づき納入するものとする。

- 2 乙は、契約物品を納入場所に持ち込んだときには、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条第2項に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

- 2 乙又はその代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときには、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 3 甲は、第1項に規定する検査の結果合格と認めたときには、受領書を乙に交付するものとする。ただし、納品書の控えに検査年月日を記入し、押印することによりこれに代えることができる。

- 4 検査の費用のうち、乙又はその代理人が立ち会うため出頭する費用及び検査のための消耗等による損失は乙の負担とする。

(不合格品及び過納品の処理)

第9条 乙は、前条に規定する検査の結果、不合格となった場合には、甲の指示するところに従い、当該物品について数量の追加又は代品による補充を行い、甲の再検査を受けるものとし、不合格品又は過納品は、甲の指定した期限内に引き取らなければならない。

- 2 前項に規定する期限内に乙が引き取らないときは、甲は乙の負担において当該物品の保管を他に託し、又は返送することができる。

(値引受領)

第10条 乙の納入した契約物品で、検査の結果、多少の不備があるため不合格となっても、甲において本来の使用に差し支えないと認めたときは、契約価格を相当額値引してこれを受領することができる。

(所有権の移転及び危険負担)

第 1 1 条 契約物品の所有権は、甲が第 8 条に規定する検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって甲に移るものとする。

2 前項に規定する所有権の移転前に生じた契約物品の亡失又はき損等は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合はこの限りではない。

3 納入した契約物品の性質上、必要な容器及び外包等は甲に帰属する。

(代金の支払)

第 1 2 条 乙は、第 8 条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して、30 日以内に支払うものとする。

2 単価契約の場合、乙は、毎 1 月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより、消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第 1 3 条 甲は、前条に規定する期間内に契約物品の代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の定める規定に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(無償の納期延期)

第 1 4 条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、納期までに契約物品の全部又は一部について納入できないときには、その理由を明記して納期延期を甲に申請するものとする。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには、無償で納期を延期することができる。

(有償の納期延期)

第15条 乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承諾を得て納期を過ぎて契約物品を納入したときには、乙は、遅滞料として納期の翌日から起算して納入の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が100円未満であるときはこの限りではない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(無償の契約解除)

第16条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承諾した場合、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号に掲げる一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が前条に規定する場合のほか、この契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が完全にこの契約の履行を行わないとき。
- (3) 乙又はその代理人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査官等の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合は、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときはこの限りでない。

3 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部

分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

- 4 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第5条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第19条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第20条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けた場合、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第17条第2項の規定に基づき算定された違約金の額に満たない場合、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定に基づく損害賠償の請求を受けた場合、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第15条第2項の規定を準用する。

（契約物品の契約不適合）

第21条 納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある

場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約物品の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 契約物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

4 甲は、第8条に規定する検査において契約物品の全数について数量の確認を行った場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。

5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が契約物品の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

6 乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取り消し若しくは変更するものとする。

7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

10 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲

の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。

11 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第15条第2項の規定を準用する。

12 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第15条第1項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(相殺)

第22条 甲が乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有するときには、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(原価等の調査)

第23条 甲は、契約物品について、その原価を確認する必要がある場合、又は損害賠償金等の算定に当たり適正を期する必要がある場合には、これらの事項を明らかにする乙の帳簿書類を調査し、乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の管理する営業所若しくは工場その他の場所に立入調査することができる。

2 甲は、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権の保全上必要がある場合には、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 乙は、前2項に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に従わないときには、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権に対し、納入告知をした履行期限を繰り上げることができる。

(担保又は保証人)

第24条 甲は、違約金又は損害賠償金を確保するため必要があるときには、乙から担保を提供させ、又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査等については、前条の規定を準用する。

2 担保の付されている債権について担保の価格が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときには、乙は甲の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

(秘密の保持)

第25条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項

を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第26条 乙は、契約物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

(その他)

第 27 条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。

修理契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の修理契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、この修理物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の修理を行い、履行期限までに修理を完了し、甲の指定する場所において甲に引き渡すものとする。甲は、修理の代価として乙にその代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(特許権等)

第3条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(輸送費等)

第5条 搬出搬入に要する輸送費用（こん包を含む。）は、代金に含まれるものとする。

(監督)

第6条 甲は、必要と認める場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 甲は、修理箇所のうち、特に監督官の立会いを必要と認めるものについては、事前に乙に通知し、乙は、監督官の立会いを求めた上、修理を行わなければならない。

3 前項の規定を適用する場合において、修理に使用する材料のうち、甲が

検査を必要として指定したものは、事前に監督官の検査を受け合格したものでなければ使用することができない。

4 第2項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(官給品等)

第7条 甲は、この契約に基づき官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を支給することができる。この場合、乙は、受領書を提出して受領しなければならない。

2 乙は、官給品等を受領した後、その品質又は規格が使用に適さないと認めたときは、その旨を甲に通知するものとする。

3 乙は、乙の故意又は過失によって、甲から支給された官給品等を滅失し、又は毀損したときには、代品（甲の認定したものに限る。）を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

5 乙は、前項の規定による損害賠償額を納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(修理物品の授受)

第8条 乙は、修理物品を受領したときには、甲に受領書を提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

2 乙は、修理を完成し、又は契約解除若しくは契約変更により、甲から引渡しを受けた修理物品、部品等で不用となった部品又は交換された部品があるときには、それぞれ明細書を添えて甲に返還しなければならない。

3 乙の故意又は過失によって甲から引渡しを受けた修理物品又は部品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときには、前条第3項から第5項の規定に準じて処理するものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、前条に規定する受領書提出のときから第16条に規定する引渡しของときまで、その間、乙の故意又は過失により修理物品を滅失又はき

損したときには、甲の指示に基づき、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

3 乙は、前項に規定する損害賠償額を期日までに納付しない場合には第7条第5項の規定を適用する。

（修理の変更及び中止等）

第10条 甲は、必要がある場合には、修理内容を変更し、又は修理を一時中止、若しくはこれを打ちきることが出来る。この場合、契約代金又は履行期限を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 前項の規定を適用する場合において、乙が損害を受けたときには、その損害の賠償について甲乙協議して定めるものとする。

（無償の履行延期）

第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内に修理を完成することができないときには、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。

（有償の履行延期）

第12条 乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて修理物品を納入したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して納入の日まで、遅滞1日についてその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が100円未満であるときはこの限りでない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、第7条第5項の規定を準用する。

（契約の変更）

第13条 甲は、修理物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合には、履行期限、納入場所、契約数量及び仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合、乙は、見積書を作成し、速やかに提出しなければならない。

3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第14条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(不可抗力による損害)

第15条 天災地変その他不可抗力によって修理物品又は検査済修理物品等に損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項に規定する損害が契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が、善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額の負担は甲、乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は、乙の負担とする。

(検査及び引渡し)

第16条 乙は、修理を完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙から前項に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

3 乙は、検査に合格しないときには、遅滞なくこれを修補し、改めて検査を受けなければならない。この場合、前項に規定する期間は、甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

4 乙の工場における検査に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(代金の支払)

第17条 乙は、前条に規定する検査に合格した場合、適法な支払請求書を甲に提出し、甲は、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）の定める規定に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより、消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。（支払遅延利息）

第18条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（部分払）

第19条 乙は、部分払の特約をした場合において、この契約の完了前に既済部分に対する請負代金相当額の10分の9以内の部分払を甲に対し請求することができる。

2 甲は、前項の規定に基づく請求があったときには、甲又は甲の指定する検査官の行う検査に合格し、引渡しを完了したものについて、第17条及び第18条の規定により乙に代金を支払うものとする。

（修理物品の契約不適合）

第20条 引き渡された修理物品に契約不適合（引渡しを受けた修理物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、修理物品の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でない認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 修理物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、修理物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき修理物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、第16条に規定する検査において修理物品の全数について数量の確認を行った場合は、修理物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。
- 5 修補の請求若しくは、代金の減額の請求又は解除の通知は、修理物品の引渡日（乙が修理物品の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取消し若しくは変更するものとする。
- 7 契約不適合のある修理物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された修理物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 10 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- 11 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第7条第5項の規定を準用する。
- 12 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第12条第1項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由によ

り修補期限を延長する場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第 2 1 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰す理由により、履行期限内又は期限後甲が差し支えないと認める期限までに修理を完成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、着手期限を過ぎても修理に着手しないとき。
- (3) 前 2 号のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合、乙は解除部分の金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が 1 0 0 円未満であるときにはこの限りでない。

3 乙が、前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第 1 2 条第 2 項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第 2 2 条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第 1 0 条第 2 項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第 2 3 条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 3 0 日以内に書面により行わなければならない。

4 第 2 項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第 2 4 条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙

に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第21条第2項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第12条第2項の規定を準用する。

(解除による物件の処理)

第25条 契約を解除した場合において、乙は、修理物品、材料等で未使用のものがあるときには、明細書を添えてこれを甲に返還しなければならない。

(相殺)

第26条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合、甲は乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第27条 甲は、請負代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第29条 乙は、修理物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソ

ースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、修理物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、修理物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（修理物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

（その他）

第30条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。

製作物供給契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の製作物供給契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の製作を行い、納入期限（以下「納期」という。）までに甲の指定する納入場所において契約物品を甲に引き渡し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

2 乙は、契約物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、契約物品の製作の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、契約物品の製作を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においてもこの契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行にあたり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(輸送費等)

第6条 納入の場所までの輸送（こん包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（契約の変更）

第7条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合には、納期、納入場所、契約数量及び仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、納期を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第8条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に關して協議を行う場合に準用する。

（官給品等）

第9条 甲は、この契約又は仕様書等に基づき官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を支給することができる。この場合、乙は、受領書を提出して受領しなければならない。

2 乙は、官給品等を受領した後、その品質又は規格が使用に適さないと認めたときには、その旨を甲に通知するものとする。

3 乙は、乙の故意又は過失によって、甲から支給された官給品等を滅失し、又は毀損したときには、代品（甲の認定したものに限る。）を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

5 乙は、前項の規定による損害賠償額を納付しない場合には、納付期間満

了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（監督官）

第10条 甲は、必要と認める場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙の製作工程、材料及び支給品について監督を実施するものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

（承認用図面等）

第11条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約物品の製作に先立ち、承認用図面又は見本を提出し、甲又は監督官の承諾を受けなければならない。

（納入）

第12条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込んだときには、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

第13条 甲は、前条に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

2 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときには、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は、検査の結果について異議を申し立ててはならない。

3 甲は、検査の結果合格と認めたときには、受領書を乙に交付するものとする。ただし、納品書の控えに検査年月日を記入し、押印することによりこれに代えることができる。

4 検査の費用のうち、乙又は乙の代理人が立ち会うため出頭する費用及び検査のための消耗等による損失は乙の負担とする。

（不合格品及び過納品の処理）

第14条 乙は、前条に規定する検査の結果、不合格となった場合には、甲の指示するところに従い、当該物品について数量の追加又は代品による補

充を行い、甲の再検査を受けるものとし、不合格品又は過納品は、甲の指定した期限内に引き取らなければならない。

- 2 前項に規定する期限内に乙が引き取らないときは、甲は乙の負担において当該物品の保管を他に託し、又は返送することができる。

(値引受領)

第15条 乙の納入した物品で、検査の結果、多少の不備があるため不合格となっても、甲において本来の使用に差し支えがないと認めたときには、契約価格を相当額値引きしてこれを受領することができる。

(所有権の移転及び危険負担)

第16条 物品の所有権は、甲が第13条に規定する検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって甲に移るものとする。

- 2 前項に規定する所有権の移転前に生じた物品の亡失、き損等はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合にはこの限りではない。

- 3 納入した契約物品の性質上、必要な容器、外包等は、甲に帰属する。

(代金の支払)

第17条 乙は、第13条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、前条に規定する期間内に契約物品の代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(無償の納期延期)

第19条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、納期までに契約物品の引渡しができないときには、その理由を明記して納期延期を甲に申請するものとする。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには無償で納期を延期することができる。

(有償の納期延期)

第20条 乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承諾を得て納期を過ぎて契約物品を納入したときには、乙は、遅滞料として納期の翌日から起算して納入の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が100円未満である場合はこの限りではない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、第9条第5項の規定を準用する。

(無償の契約解除)

第21条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号に一に該当する場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が前条に規定する場合のほか、この契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙が完全にこの契約の履行を行わないとき。

(3) 乙又はその代理人が甲の行う検査に際し不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査官等の職務を妨げたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第20条第2項の規定を準用する。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一

部を解除することができる。

- (1) 第7条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第24条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第25条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項に規定する損害賠償額は、その額が契約保証金又は第22条第2項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定に基づく損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第20条第2項の規定を準用する。

(契約物品の契約不適合)

第26条 納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約物品の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合

は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、第13条に規定する検査において契約物品の全数について数量の確認を行った場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が契約物品の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取消し若しくは変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 10 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- 11 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第9条第5項の規定を準用する。
- 12 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第20条第1項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(相殺)

第27条 甲が乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有するときには、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(原価等の調査)

第28条 甲は、契約物品について、その原価を確認する必要がある場合、又は損害賠償金等の算定に当たり適正を期する必要がある場合には、これらの事項を明らかにする乙の帳簿書類を調査し、乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の管理する営業所、工場その他の場所に立ち入り、調査することができる。

2 甲は、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権の保全上必要がある場合には、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 乙は、前2項に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に従わないときには、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権に対し、納入告知をした履行期限を繰り上げることができる。

5 甲は、第1項及び第2項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(担保又は保証人)

第29条 甲は、違約金又は損害賠償金を確保するため必要があるときには、乙から担保を提供させ、又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査等については、前条の規定を準用する。

2 担保の付されている債権について担保の価格が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときには、乙は、甲の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

(秘密の保持)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第31条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せ

ざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。

6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

(その他)

第32条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。

役務供給契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の役務供給に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、履行期限までに役務を完了し、甲は、役務の代価として乙に代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、役務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、役務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行にあたり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、全て乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(監督官)

第6条 甲は、役務の履行について必要と認めた場合には監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、役務の履行について、立ち会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(官給品等)

第7条 甲は、この契約又は仕様書等に基づき官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を貸与又は支給することができる。この場合、乙は、受領書を提出して受領しなければならない。

2 乙は官給品等を受領した後、その品質又は規格が使用に適さないと認めたときには、その旨を甲に通知するものとする。

3 乙は、甲から引渡しを受けた官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 乙は、甲から支給又は貸与された官給品等について、必要がなくなった場合には、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、明細書を添えて甲に返還しなければならない。

5 乙の故意又は過失によって、甲から支給された官給品等を滅失し、又は毀損したときには、代品（甲の認定したものに限る。）を納め、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

6 乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

7 乙は、前項に規定する期日までに損害賠償額を納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(役務の変更及び中止等)

第8条 甲は、必要がある場合には、役務内容を変更し、又は契約の履行を一時中止若しくはこれを打ちきることが出来る。この場合、契約代金又は履行期限を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 前項の規定を適用する場合において、乙が損害を受けたときには、その損害の賠償について甲乙協議して定めるものとする。

(無償の履行延期)

第9条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内

に役務を履行することができないときには、甲に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、甲は、乙の請求を正当と認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。

（有償の履行延期）

第10条 乙が前条に規定する場合のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて役務を完了したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して役務完了の日まで、遅滞1日についてその遅滞金額の1,000分の1に相当する金額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

2 乙が、前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、第7条第7項の規定を準用する。

（契約の変更）

第11条 甲は、役務の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、履行期限、履行場所及び仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第12条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（危険負担）

第13条 役務完了前に、役務目的物又は役務材料について生じた損害、その他役務提供に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰

する理由による場合の損害についてはこの限りではない。

（不可抗力による損害）

第14条 天災地変、その他不可抗力によって、役務完了部分又は検査済役務材料に損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項に規定する損害が契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額は、甲乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの、又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は乙の負担とする。

（検査）

第15条 乙は、役務が完了したときには、仕様書等の定めるところにより、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に規定する通知を受けた日から10日以内又は仕様書等の定めるところにより検査又は確認を行うものとする。

3 乙は、前項に規定する検査に合格しないときには、遅滞なくこれを修補し、甲の検査を受けなければならない。この場合、前項に規定する期間は、甲が乙から修補しを旨の通知を受けた日から起算するものとする。

（代金の支払）

第16条 乙は、前条に規定する検査に合格又は確認が完了したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより、消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

（支払遅延利息）

第17条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合に

は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく着手時期を過ぎても役務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰する事由により、履行期限内に、又は履行期限後甲が差し支えないと認める期限までに役務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されているときには、乙は解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

3 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額(円未満切捨て)を加算した額とする。

4 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第7条第7項の規定を準用する。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第8条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第20条 甲は、第18条に規定する場合のほか、必要があると認めるとき

は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙から30日以内に損害賠償の請求があり、かつ、その損害額を明確に算定できるものに限り賠償するものとする。

2 前項の規定に基づく損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第21条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第18条第2項の規定により算定された違約金の額に満たない場合、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が、前項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときは第10条第2項の規定を準用する。

(役務の契約不適合)

第22条 乙が行った役務に関し契約不適合（供給された役務が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、役務の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 役務の契約不適合が、乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、役務の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、第15条第2項に規定する検査又は確認の日（乙が役務の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来

することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

- 5 乙は、前項に規定する通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取消し若しくは変更するものとする。
- 6 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度供給された役務になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 9 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- 10 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第7条第7項の規定を準用する。
- 11 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第10条第1項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(相殺)

第23条 乙が、甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第24条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第25条 乙は、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電

子計算機情報を含む。以下同じ。)又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないうに相当の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。

6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

(その他)

第26条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

糧食品売買契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の糧食品売買契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した規格仕様又は見本品同等の糧食品（以下「契約物品」という。）を納入期限（以下「納期」という。）までに甲の指定する場所（以下「納入場所」という。）において甲に引渡し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(輸送費等)

第3条 納入場所までの輸送（こん包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(契約価格の変更)

第4条 契約期間中において、次の各号の一に該当し、契約金額が著しく不当であると認められるときには、甲乙協議の上、契約価格を改定することができる。

- (1) 契約価格又は価格構成要素が法令により設定、又は改定若しくは廃止されたとき。
- (2) 予測できない異状の理由に基づく経済情勢の激変等により物価の変動が生じたとき。
- (3) 甲乙合意の上、規格を変更し又は納入場所を変更したとき。

2 前項の規定により契約価格の改定を行う場合には、乙は、甲にその改定に関する見積書を提出しなければならない。

(納入)

第5条 乙は、契約期間中、甲の発行する品名、数量、納期等を示した発注書に基づき納入するものとする。ただし、その増減発注については、電話によることができるものとする。

2 乙は、契約物品を納入場所に持ち込んだときは、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第6条 甲は、前条第2項に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。ただし、生鮮糧食品については、同通知を受けた後、直ちに検査を行うものとする。

2 乙又はその代理人は、前項に規定する検査に立会いしなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立会いしないときには、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 甲は、検査の結果合格と認めたときには、受領書を乙に交付するものとする。ただし、納品書の控に検査年月日を記入し、押印することによりこれに代えることができる。

(不合格品及び過納品の処理)

第7条 乙は、前条に規定する検査に不合格の契約物品があるときには、直ちに良品と交換して納期までに納入しなければならない。

2 乙は、過納品がある場合には甲の指定する期日までに引き取るものとし、引き取らないときには、甲は、乙の負担において当該物品の保管を他に託し、又は返送することができる。

(値引受領)

第8条 乙の納入した契約物品で検査の結果、多少の不備があるため不合格となっても、甲において本来の使用に差し支えないと認めた場合には、契約価格を相当額値引してこれを受領することができる。

(所有権の移転)

第9条 契約物品の所有権は、第6条に規定する検査に合格したときをもって甲に移るものとする。

2 契約物品の性質上必要な容器等は、前項に規定する契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。ただし、納入に使用した容器は、用済み後乙の負担において搬出するものとする。

(危険負担)

第10条 前条に規定する所有権の移転前に生じた契約物品の亡失、き損、その他の損害はすべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により損害を生じた場合には、その損害は甲の負担とする。

(代金の支払)

第11条 乙は、第6条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請

求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

- 2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

（支払遅延利息）

第12条 甲は、前条に規定する期間内に契約物品の代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定める規定に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（無償の納期延期）

第13条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、納期までに契約物品の全部又は一部について納入できないときには、その理由を明記して納期延期を甲に申請するものとする。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めるときには無償で納期を延期することができる。

（有償の納期延期）

第14条 乙が前条の規定する場合のほか、乙の責に帰す事由により、契約物品の全部又は一部について、納期までに納入できないときには、甲の承諾を得て納期を延期することができる。

- 2 前項の規定を適用する場合には、乙は、遅滞料として納期の翌日から起算して納入の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が100円未満であるときはこの限りではない。

- 3 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（無償の契約解除）

- 第15条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、乙が契約の解除を申し出て甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（有償の契約解除）

- 第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が前条に規定する場合のほか、この契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が完全にこの契約の履行を行わないとき。
- (3) 乙又は乙の代理人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査官等の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 乙及び乙の使用人並びにその家族等に伝染病が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合は、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

- 3 契約の解除が単価契約に係る場合は、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

- 4 乙が違約金を指定した期日までに納付しない場合には、第14条第3項の規定を準用する。

（甲の契約解除）

第17条 甲は、必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。乙から30日以内に損害賠償の請求があったときには、その損害額を明確に算定できるものに限り賠償するものとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りではない。

(契約解除の際の代金支払)

第18条 甲は、契約解除の際、既に受領した物品があるときには、契約単価によってその代金を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙の責に帰すべき理由により損害を受けたときには、乙に対し、支払期日を指定してその損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たない場合には、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを越えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。

3 第1項の規定に基づく損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

4 乙が、第1項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第14条第2項の規定を準用する。

(原価等の調査)

第20条 甲は、違約金その他損害賠償金の算定及び債権保全上必要があるときには、乙から原価を明らかにした書類若しくはその業務又は資産の状況等に関する資料の報告若しくは提出を求め、又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査することができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

5 甲は、第1項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(契約物品の契約不適合)

第21条 納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用

を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、第6条に規定する検査において契約物品の全数について数量の確認を行った場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が契約物品の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取消し若しくは変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 10 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- 11 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第14条第3項の規定を準用する。

12 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第14条第2項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない理由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(相殺)

第22条 甲が乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有するときには、その債権と債務の対等額について、相殺することができる。

(秘密の保持)

第23条 この契約の履行に当たり、それぞれ相手方の秘密に関する事項を知り得た場合は、これを第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第24条 この契約に明記されていない事項、又は疑義若しくは紛争が生じた場合、甲乙協議して解決するものとする。

委託契約条項

（総則）

第1条 甲及び乙は、契約書記載の委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、履行期限までに委託された調査等の事項（以下「委託事項」という。）の調査等を実施し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（特許権等）

第3条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

（仕様書等の疑義）

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（輸送費）

第5条 委託事項の実施に当たっての輸送費（交通費含む。）は代金に含まれるものとする。

（実施計画書の承諾）

第6条 乙は、契約締結後、速やかに委託事項の実施計画書を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、前項に規定する実施計画書を変更する必要がある場合には、その理由を付して、甲に申請し、その承諾を得るものとする。

（器材等の管理）

第7条 乙は、委託事項の実施に必要な製作又は購入した器材及び参考文献等（以下「器材等」という。）で契約代金に含まれるものは、器材等を製

作し、若しくは購入したときから、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 乙は、委託事項の実施終了後、前項に規定する器材等で使用可能なものについては、甲の指示に従い甲に引き渡すものとする。

(契約の変更)

第8条 甲は、委託事項の実施が完了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、履行場所及び仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

- 3 前項の規定により契約金額を変更する場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第9条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(監督)

第10条 甲は、委託事項の実施について必要と認めた場合には監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

- 2 監督官は、乙が実施するこの契約の履行について、立ち会い、指示、審査及び確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

第11条 甲は、委託事項の実施が完了したときには、仕様書等の定めるところにより、必要な検査を行うものとする。

- 2 検査は、履行内容が仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格

の判定を行うものとする。

- 3 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときには、それぞれ欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙又は乙の代理人は、検査の結果について異議を申立てることはできない。
- 4 乙は、前各項に規定する検査に合格しないときには、遅滞なくこれの修補、交換等を行い、甲の検査を受けなければならない。
- 5 検査に必要な直接の費用等は、乙の負担とする。

(代金の支払)

第12条 乙は、前条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

- 2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第13条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(無償の履行延期)

第14条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限までに委託事項の実施を完了し、結果報告書等を提出することができない場合には、その理由を明記して履行期限の延期を甲に申請するものとする。

この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには無償で履行期限を延期することができる。

（有償の履行延期）

第15条 乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す事由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて委託事項を完了したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して履行完了の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（無償の契約解除）

第16条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（有償の契約解除）

第17条 甲は、乙が次の各号に一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰す理由により、乙が履行期限又は甲の承諾を得て延期された期限までに委託事項を完了しなかった場合
- (2) 乙の責に帰する理由により、乙が委託事項を実施することができなくなった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって、契約の目的を達する見込みがないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りで

はない。

- 3 契約の解除が単価契約に係る場合、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。
- 4 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第8条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第19条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第20条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けた場合、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときは、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 3 第1項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第15条第2項の規定を準用する。

(危険負担)

第21条 第11条に規定する検査合格前において生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は、重大な過失によって生じた場合には、この限りではない。

2 前項ただし書の場合において乙が保険金、損害賠償、その他の代償又は代償の請求権を取得したときには、その価格の限度で甲はその負担を免れるものとする。

(相殺)

第22条 甲は乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有する場合、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(原価等の調査)

第23条 甲は、契約金額の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第24条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(その他)

第25条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合、甲乙協議して解決するものとする。

物品売払契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の物品売払契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、契約物品の代金を納付期限までに甲の指定する場所に納付し、甲は、引渡期間までに契約物品を乙に引渡すものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(代金の納付)

第3条 乙は、契約代金を甲側の発行する納入告知書又は口頭告知により指定の期日及び場所に納付し、受領書等の交付を受けるものとする。

2 乙が、前項の規定に基づく納付期限を過ぎて契約代金を納付したときには、納付期限の翌日から起算して納付の日まで、その日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(搬出)

第4条 契約物品の搬出は、契約代金納入後乙の負担において行うものとし、乙は甲の発行する領収書等を甲の指名した係官に提示し、引渡期限内に搬出しなければならない。

2 品目及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又は乙の代理人とが立ち会いの上、確認する。

3 甲は、乙が引渡期限までに契約物品を搬出しないときには、乙の負担において、他に搬出し又は他に保管を託すことができる。

(引渡期間の延期)

第5条 乙は、引渡期限までに契約物品の搬出ができないときには、甲に対しその理由を明らかにして、速やかに延期についての申請をし、その承諾を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ、業務に支障がないと認めた場合には、延期について承諾するも

のとする。

（所有権の移転）

第6条 契約物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときをもって甲から乙に移るものとする。

2 前項に規定する所有権の移転後に生じた物品の滅失毀損等は、すべて乙の負担とする。

（無償の契約解除）

第7条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、乙が契約代金納入前に契約の解除を申し出て甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（有償の契約解除）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除し、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

(1) 乙が書面により、契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）が甲の職務執行を妨げ又は不正の行為があったとき、その他甲の指示監督に従わないとき。

(3) 乙が甲の承諾を得ないで、指定の期日までに契約代金を納付しないとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

2 甲は、自己の都合により契約代金納入前において契約を解除することができる。

3 乙が、第1項に規定する違約金を指定の期日までに納付しないときには、第3条第2項の規定を準用する。

（損害賠償の請求）

第9条 乙は、前条第2項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行うものとし、損害賠償の額は甲乙協議の上、定めるものとする。

（信用等の調査）

第10条 甲は、乙の信用調査又は債権保全及びこの契約の履行の確保その他特に必要があるときには、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は乙の事務所等において帳簿書類その他の物件を調査することができる。

2 甲は、前項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

（秘密の保持）

第11条 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）は、契約の履行に際し甲の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（その他）

第12条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じたときには、甲乙協議の上、解決するものとする。

残飯売払契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の残飯売払契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、残飯の代金を甲の指定する場所に納付し、甲は、残飯を乙に引渡すものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(代金の納付)

第3条 乙は、売払代金の毎1月分を取りまとめ、甲の発行する納入告知書又は口頭告知により、指定の期日及び場所に納付し、領収書等の交付を受けるものとする。

2 乙が、前項の規定に基づく納付期限を過ぎて売払代金を納付したときには、納付期限の翌日から起算して納付の日まで、その日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(搬出)

第4条 残飯の搬出は、乙の負担において行うものとし、乙は毎日少なくとも2回容器を持参して残飯を受け取り、搬出する。

2 品目別及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又は乙の代理人が立会いの上、確認する。

3 その他、乙は甲の指示監督に従うものとする。

(有償の契約解除)

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、この契約の全部又は一部を解除し、契約保証金は、解除部分の金額（受渡済残飯の1日平均金額に解約日数を乗じた額とする。）の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、乙が、契約保証金の納付を免除されているときには、違約金として解除部分の金額の100分の10に相当する金額を指定の期日までに納付させるものとする。ただし、その額が100円未満である場

合はこの限りでない。

- (1) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）が甲の職務執行を妨げ、又は不正の行為があったとき、若しくはその他甲の指示監督に従わないとき。
- (3) 前2号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

2 乙が前項に規定する違約金を指定の期日までに納付しないときには、第3条第2項の規定を準用する。

（無償の契約解除）

第6条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、乙が義務を履行することができない場合、契約の全部又は一部の解除を甲に申請することができる。

- 2 前項の規定を適用する場合において、甲は乙の申請を正当と認めたときには、前条の規定にかかわらず、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（甲の契約解除）

第7条 甲は、自己の都合により、この契約を無償で解除することができる。この場合、甲は、契約解除の5日前までに乙にその旨を通知するものとする。

（損害賠償の請求）

第8条 乙は、前条の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行うものとし、損害賠償の額は甲乙協議の上、定めるものとする。

（信用等の調査）

第9条 甲は、乙の信用調査又は当該債権保全上必要がある場合、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は事務所に立ち入り帳簿書類その他の物件を調査することができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙の秘密を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

（秘密の保持）

第10条 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）は、契約の履行に際し甲の秘密を知った場合、これを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはなら

ない。

(その他)

第 1 1 条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

産業廃棄物等収集運搬業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、契約書記載の産業廃棄物等収集運搬業務委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、これを履行するものとし、乙は、甲の示した仕様書に従い、履行期限までに役務を完了し、甲は、役務の対価として、その代金を乙に支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、契約の履行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書等に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。
- 4 この契約に定める指示、請求、報告、申請、承諾、解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情等があるときは、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができる。ただし、必要と認める場合には、速やかに書面に記載し、相手方に交付しなければならない。
- 6 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき、協議を行うときは、当該協議内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の収集運搬業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項により、役務の履行を第三者に委任する場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

- 第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年

法律第 1 2 1 号)、実用新案法(昭和 3 4 年法律第 1 2 3 号)若しくは意匠法(昭和 3 4 年法律第 1 2 5 号)上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第 5 条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(乙の事業の範囲)

第 6 条 乙は、廃掃法に規定する産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(以下「許可証」という。)の写しを甲に提出し、事業の範囲等を甲に通知するものとし、許可証の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に通知し、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。甲は、必要があるときは、別紙第 1 により、乙に事業の範囲について通知を求めるものとする。

2 前項の許可証の写しは、契約書に添付するものとする。

(委託産業廃棄物の名称)

第 7 条 甲は、収集運搬業務を委託する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物(以下「委託産業廃棄物」という。)の名称等を別紙第 2 により、乙に通知するものとする。ただし、第 1 1 条に規定する産業廃棄物管理票により、契約履行に支障がないと認められる項目については、省くことができる。

(搬出)

第 8 条 乙は、委託産業廃棄物を契約書に定める引渡期限内に甲の指示する引渡場所より搬出しなければならない。

2 乙が甲の指示する場所において委託産業廃棄物を乙の車両等へ積み込みを終了した時点をもって、引渡しの完了とする。

3 乙は、前条に記載する事項及び第 1 1 条に規定する甲が交付する産業廃棄物管理票の記載事項並びに委託産業廃棄物の現状とを照合確認し、甲に受領証(別紙様式第 1)を提出した後でなければ、前項の積込作業に着手することはできない。

4 乙は、引渡期限までに委託産業廃棄物の搬出ができないときは、甲にその理由を明らかにして、速やかに延期の申請をし、その承諾を得なければならない。

- 5 甲は、前項の規定による延期の申請がやむを得ない理由があり、かつ、業務に支障がないときは、延期について承諾するものとする。

(搬入先)

第9条 甲は、別紙第3により、最終目的地として処分業者の事業場を乙に通知するものとし、乙は通知された場所へ委託産業廃棄物を搬入するものとする。

(積替又は保管)

第10条 乙は、委託産業廃棄物の積替又は保管を行わないこととする。ただし、甲の承諾を得た場合には、この限りではない。

- 2 甲は、前項の承諾を行う場合には、当該積替又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる委託産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替のための保管上限について、指示するものとする。
- 3 前2項に係る積替又は保管を行う場合で、委託産業廃棄物が廃掃法施行令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、甲は、当該積替又は保管を行う場所において他の産業廃棄物と混合することの諾否について、指示するものとする。

(管理票)

第11条 甲は、乙が委託産業廃棄物を搬出するときは廃掃法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に必要事項を記入し、乙に交付する。

- 2 乙は、管理票に虚偽又は記載漏れがある場合には、甲に修正を求めることができる。
- 3 乙は、この管理票を委託産業廃棄物とともに処分業者へ回付する。
- 4 前3項によるほか、廃掃法第12条の5に規定する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を使用することができる。

(義務と責任)

第12条 甲は、委託産業廃棄物の名称、数量、種類（内訳）、性状、荷姿、発生工程、通常の保管状況での性状の変化、他の廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項及びその他委託産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項につき、必要な情報をあらかじめ乙に通知しなければならない。

- 2 乙は、委託産業廃棄物を第8条第2項に規定する引渡しの完了から、第9条に規定する処分業者の事業場における荷下ろし作業の完了まで、法令

に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が負担するものとする。

(業務実施計画書)

第13条 甲は、委託業務の実施について、必要と認めたときは、乙に対し、業務実施計画書の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に定める業務実施計画書を変更する必要がある場合には、その理由を付して甲に申請し、その承諾を得るものとする。

(契約の変更)

第14条 甲は、委託業務の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第15条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(監督官)

第16条 甲は、委託業務の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙が実施する委託業務の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

- 第 17 条 乙は、委託業務を完了したときには、履行期限までに業務完了報告書（別紙様式第 2）を作成し、管理票の写しとともに甲に提出するものとする。ただし、電子マニフェストシステムを使用する場合は、業務完了報告書のみの提出で足りる。
- 2 甲は、前項の規定に基づく提出の日から 10 日以内に委託業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。ただし、甲は、業務完了報告書及び管理票の写しをもって検査をすることができる。
- 3 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときは、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は、検査の結果に異議を申し立てることができない。
- 4 甲は、検査を完了したときは、速やかに当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 5 第 2 項に規定する検査に必要な直接の費用等は、乙の負担とする。
（契約代金の支払）
- 第 18 条 乙は、前条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して 30 日以内に契約代金を支払うものとする。
（支払遅延利息）
- 第 19 条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。
（無償の履行延期）
- 第 20 条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内に委託業務を完了し、業務完了報告書を提出することができないときには、甲に対してその理由を付して履行期限の延長を申請することができる。この場合、甲は、乙の申請を認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。
（有償の履行延期）

第 2 1 条 乙が前条に規定する場合のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて委託業務を完了し、業務完了報告書を提出したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して履行完了の日まで、遅滞 1 日についてその遅滞部分に相当する契約代金の 1, 0 0 0 分の 1 に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が 1 0 0 円未満であるときにはこの限りではない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 2 9 条第 1 項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（無償の契約解除）

第 2 2 条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（有償の契約解除）

第 2 3 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰す理由により、乙が履行期限又は甲の承諾を得て延期された期限までに委託業務を完了しなかった場合
- (2) 乙の責に期す理由により、乙が委託業務を実施できなくなった場合
- (3) 前 2 号のほか、乙がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が 1 0 0 円未満であるときにはこの限りではない。

3 乙が、前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第 2 1 条第 2 項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第 2 4 条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第 1 4 条第 2 項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第 2 5 条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 3 0 日以内に書面により行わなければならない。

4 第 2 項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(契約解除の制限)

第 2 6 条 前 4 条の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた委託産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該委託産業廃棄物を甲乙双方の責任で処置した後でなければ、この契約は解除できない。

(乙の損害賠償)

第 2 7 条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第 1 項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が前 3 項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第 2 1 条第 2 項の規定を準用する。

(第三者に及ぼした損害)

第 2 8 条 委託業務を行うにつき第三者に損害が生じ当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその損害を賠償しなければ

ならない。

2 前項の規定にかかわらず、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときはこの限りではない。

3 前2項の規定を適用する場合、その他委託業務の実施につき第三者との間に紛争を生じた場合において、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。

(相殺)

第29条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第30条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第31条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。

(紛争の解決)

第32条 この契約の条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、協議の上、調停人を選任し、斡旋又は調停により、その解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、特別の定めをした場合を除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものについては、甲乙それぞれが負担するものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴訟の提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができ

ない。

(その他)

第 33 条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して定め又は解決するものとする。

令和 年 月 日

契約担当官官職氏名

殿

収集運搬業者
所在地
名称
代表者氏名

印

乙の事業の範囲等

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業

事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	
許可都道府県 政 令 市	
許可の有効期限	

令和 年 月 日

収集運搬業者

所在地

名称

代表者氏名

殿

契約担当官官職氏名

印

委託産業廃棄物の名称

名称及び数量	
種類（内訳）	
性 状	
荷 姿	
発 生 行 程	
通常の保管状態 での腐敗、揮発等の 性状の変化	
他の廃棄物との混合 等により生ずる支障	
日本工業規格 J I S C〇九五〇号に規定 する含有マークの表示 の有無及び対象製品	
石綿含有産業廃棄物 の有無	
取扱い上の注意事項	

備考 上記情報に変更があった場合は、本紙を準用してその内容を通知する。

令和 年 月 日

収集運搬業者

所在地

名称

代表者氏名

殿

契約担当官官職氏名

印

委託産業廃棄物の搬入先

委託産業廃棄物 の名称及び数量	
搬入先 処分施設の設置場所	
処分業者氏名	
処分業者住所	

受 領 証

契約担当官（補助者）官職氏名

殿

委託産業廃棄物につき、第 7 条に記載する事項及び管理票の記載事項と相違ないことを確認し、受領しました。

委託業務の名称：

令和 年 月 日

収集運搬業者

所在地

名称

代表者氏名

印

業務完了報告書

契約担当官官職氏名

殿

契約書のとおり、委託業務を完了したことを報告します。

委託業務の名称：

完了年月日：

令和 年 月 日

収集運搬業者
所在地
名称
代表者氏名

印

産業廃棄物等処分業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、契約書記載の産業廃棄物等処分業務委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、これを履行するものとし、乙は、甲の示した仕様書に従い、履行期限までに役務を完了し、甲は、役務の対価として、その代金を乙に支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書等に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。
- 4 この契約に定める指示、請求、報告、申請、承諾、解除（以下「指示等」という。）は、書面で行わなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情等があるときは、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができる。ただし、必要と認める場合には、速やかに書面に記載し、相手方に交付しなければならない。
- 6 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき、協議を行うときは、当該協議内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の処分業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項により、役務の履行を第三者に委任する場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

- 第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年

法律第 1 2 1 号)、実用新案法(昭和 3 4 年法律第 1 2 3 号)若しくは意匠法(昭和 3 4 年法律第 1 2 5 号)上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第 5 条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(乙の事業の範囲)

第 6 条 乙は、廃掃法に規定する産業廃棄物処分業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の写しを甲に提出し、事業の範囲等を甲に通知するものとし、許可証の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に通知し、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。甲は、必要があるときは、別紙第 1 により、乙に事業の範囲について通知を求めるものとする。

2 前項の許可証の写しは、契約書に添付するものとする。

(委託産業廃棄物の名称)

第 7 条 甲は、処分業務を委託する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物(以下「委託産業廃棄物」という。)の名称等を別紙第 2 により、乙に通知するものとする。ただし、第 1 2 条に規定する産業廃棄物管理票により、契約履行に支障がないと認められる項目については、省くことができる。

(処分に係る施設の場所)

第 8 条 乙は、委託産業廃棄物を処分する施設について、別紙第 3 により、甲に通知するものとする。

2 乙は、委託産業廃棄物を中間処理した後、最終処分に付そうとする場合は、最終処分の場所の所在地、最終処分方法及び最終処分に係る施設の処理能力をあらかじめ甲に別紙第 4 により通知するものとする。

(搬入業者)

第 9 条 委託産業廃棄物の前条に指定する事業場への搬入は、甲が指定する収集運搬業者(以下「搬入業者」という。)が行うものとする。甲は、搬入業者を指定したときは、直ちに別紙様式第 1 により乙に通知するものとする。ただし、乙が当該委託産業廃棄物の収集運搬を行う場合にはこの限りではない。

(受入)

第10条 乙は、搬入業者より委託産業廃棄物の引渡しを受けたときは、第7条に記載する事項及び回付された第12条に規定する産業廃棄物管理票の記載事項並びに委託産業廃棄物の現状とを照合確認し、受領証（別紙様式第2）に必要事項を記入の上、速やかに甲に提出するものとする。

(保管)

第11条 乙は、委託産業廃棄物の保管を行う場合には、法令に基づく保管基準によるほか、履行期限内に確実に処分できる範囲であり、かつ、保管場所に係る保管上限内で行うものとする。

(管理票)

第12条 甲は、委託産業廃棄物を搬出するときは廃掃法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に必要事項を記入し、搬入業者に交付する。

2 乙は、委託産業廃棄物が搬入されたときには、回付された管理票を確認し、処分を完了したとき及び最終処分の終了を確認したときは、管理票の写しを甲に送付する。

3 乙は、管理票に虚偽又は記載漏れがある場合には、甲に修正を求めることができる。

4 前3項によるほか、廃掃法第12条の5に規定する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を使用することができる。

(義務と責任)

第13条 甲は、委託産業廃棄物の名称、数量、種類（内訳）、性状、荷姿、発生工程、通常の保管状況での性状の変化、他の廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項及びその他委託産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項につき、必要な情報をあらかじめ乙に通知しなければならない。

2 甲は、委託産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一、混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生じるおそれのある場合には、乙は、委託産業廃棄物の受領を拒むことができる。

3 甲は、委託産業廃棄物を乙の事業場へ適正に搬入するために、適正な委託契約のもとで搬入業者を指図し、監督する義務を負う。

4 乙は、委託産業廃棄物を乙の事業場における受入から、処分完了まで、

法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が負担するものとする。

(業務実施計画書)

第14条 甲は、委託業務の実施について、必要と認めたときは、乙に対し、業務実施計画書の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に定める業務実施計画書を変更する必要がある場合には、その理由を付して甲に申請し、その承諾を得るものとする。

(契約の変更)

第15条 甲は、委託業務の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第16条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(監督官)

第17条 甲は、委託業務の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙が実施する委託業務の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

- 第 18 条 乙は、委託業務を完了し、かつ、最終処分を確認したときには、履行期限までに業務完了報告書（別紙様式第 3）を作成し、管理票の写しとともに甲に提出するものとする。ただし、電子マニフェストシステムを使用する場合は、業務完了報告書だけの提出で足りる。
- 2 甲は、前項の規定に基づく提出の日から 10 日以内に委託業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。ただし、甲は、業務完了報告書及び管理票の写しをもって検査をすることができる。
- 3 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときは、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は、検査の結果に異議を申し立てることができない。
- 4 甲は、検査を完了したときは、速やかに当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 5 第 2 項に規定する検査に必要な直接の費用等は、乙の負担とする。
（契約代金の支払）
- 第 19 条 乙は、前条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して 30 日以内に契約代金を支払うものとする。
（支払遅延利息）
- 第 20 条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。
（無償の履行延期）
- 第 21 条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内に委託業務を完了し、業務完了報告書を提出することができないときには、甲に対してその理由を付して履行期限の延長を申請することができる。この場合、甲は、乙の申請を認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。
（有償の履行延期）

第 2 2 条 乙が前条に規定する場合のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて委託業務を完了し、業務完了報告書を提出したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して履行完了の日まで、遅滞 1 日についてその遅滞部分に相当する契約代金の 1, 0 0 0 分の 1 に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が 1 0 0 円未満であるときにはこの限りではない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 2 9 条第 1 項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（無償の契約解除）

第 2 3 条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（有償の契約解除）

第 2 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰す理由により、乙が履行期限又は甲の承諾を得て延期された期限までに委託業務を完了しなかった場合
- (2) 乙の責に期す理由により、乙が委託業務を実施できなくなった場合
- (3) 前 2 号のほか、乙がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が 1 0 0 円未満であるときにはこの限りではない。

3 乙が、前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第 2 2 条第 2 項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第 2 5 条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第 1 5 条第 2 項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第 2 6 条 甲は、自己の都合により、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 3 0 日以内に書面により行わなければならない。

4 第 2 項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(契約解除の制限)

第 2 7 条 前 4 条の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき搬入業者から引渡しを受けた委託産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該委託産業廃棄物を甲乙双方の責任で処置した後でなければ、この契約は解除できない。

(乙の損害賠償)

第 2 8 条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第 1 項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が前 3 項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第 2 2 条第 2 項の規定を準用する。

(第三者に及ぼした損害)

第 2 9 条 委託業務を行うにつき第三者に損害が生じ当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその損害を賠償しなければ

ならない。

2 前項の規定にかかわらず、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときはこの限りではない。

3 前2項の規定を適用する場合、その他委託業務の実施につき第三者との間に紛争を生じた場合において、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。

(相殺)

第30条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第31条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第32条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。

(紛争の解決)

第33条 この契約の条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、協議の上、調停人を選任し、斡旋又は調停により、その解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、特別の定めをした場合を除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものについては、甲乙それぞれが負担するものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴訟の提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができ

ない。

(その他)

第 3 4 条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して定め又は解決するものとする。

令和 年 月 日

契約担当官官職氏名

殿

処分業者
所在地
名称
代表者氏名

印

乙の事業の範囲等

産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業

事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	
許可都道府県 政令市	
許可の有効期限	

令和 年 月 日

処分業者
所在地
名称
代表者氏名

殿

契約担当官官職氏名

印

委託産業廃棄物の名称

名称及び数量	
種類（内訳）	
性 状	
荷 姿	
発 生 行 程	
通常の保管状態 での腐敗、揮発等の 性状の変化	
他の廃棄物との混合 等により生ずる支障	
日本工業規格 J I S C〇九五〇号に規定 する含有マークの表示 の有無及び対象製品	
石綿含有産業廃棄物 の有無	
取扱い上の注意事項	

備考 上記情報に変更があった場合は、本紙を準用してその内容を通知する。

令和 年 月 日

契約担当官官職氏名

殿

処分業者
所在地
名称
代表者氏名

印

処分に係る施設の場所等

施 設 の 種 類 (名 称)	
設 置 場 所	
処 理 物 の 種 類	
処 分 方 法	
処 理 能 力	

令和 年 月 日

契約担当官官職氏名

殿

処分業者
所在地
名称
代表者氏名

印

最終処分施設等

施設の種類 (名称)	
所在地	
処分の方法	
処理能力	
備考	

令和 年 月 日

処分業者
所在地
名称
代表者氏名

殿

契約担当官官職氏名

印

委託産業廃棄物の搬入業者を次のとおり指定したので、通知する。

1 搬入業者の氏名及び委託産業廃棄物の名称等

氏 名	
住 所	
許可都道府県 政令市	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	
委託産業廃棄物 の名称	

2 搬入期限
令和 年 月 日

受 領 証

契約担当官（補助者）官職氏名

殿

委託産業廃棄物につき、第 7 条に記載する事項及び管理票の記載事項と相違ないことを確認し、受領しました。

委託業務の名称：

令和 年 月 日

処分業者

所在地

名称

代表者氏名

印

業務完了報告書

契約担当官官職氏名

殿

契約書のとおり、委託業務を完了したことを報告します。

委託業務の名称：

完了年月日：

令和 年 月 日

処分業者

所在地

名称

代表者氏名

印

電力需給契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の電力需給契約に関し、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に従い、これを履行するものとし、乙は、甲が使用する電力を需要に応じて供給し、甲は、その代価として、乙に代金を支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行に当たり、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電事法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

3 甲及び乙は、契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項及び乙の定める約款（基本契約要項等）の関係条項によることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(委任又は下請負の禁止)

第3条 乙は、電力供給に関し、電事法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者その他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、一時供給が不足、又は停止する等の事態が生じたとき等については、あらかじめ甲に通知し、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、すみやかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(小売電気事業者であることを証する書類の提出等)

第6条 乙は、甲の求めに応じて、電事法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であることを証する書類(電事法第2条の3第1項の申請書、同条第2項の規定により添付した書類、電事法第2条の4第1項の登録年月日及び登録番号その他甲が示すものをいう。)の写し等を甲に提出し、又は通知するものとする。

(供給の保証)

第7条 発電設備の事故等により、乙が甲に供給する電力に不足が生じた場合、乙は、甲が必要とする電力を乙の負担により供給するものとする。

(使用電力の増減)

第8条 甲の使用電力量は、甲の都合により、予定使用電力量を上回り、又は、下回ることができる。

(管轄区域電力会社との接続契約により生ずる債務の負担)

第9条 乙が供給場所の区域を管轄する電事法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者と締結する接続供給契約によって電力の供給を行う場合は、当該接続供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務(甲に起因して生ずる金銭債務を除く。)は、乙の負担とする。

(契約電力の変更)

第10条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらず、契約電力を超過した場合は、契約超過料金の支払いについて甲乙協議を行い、契約超過料金の支払いが適当であると認めたときは、甲は、当該協議に基づいて決定された金額を契約超過料金として、乙に支払うものとする。

(契約の変更)

第11条 甲は、前条のほか、必要がある場合には、契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

(事情の変更)

第12条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めると

ころが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(危険負担)

- 第13条 契約履行について生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する理由による場合の損害については、この限りではない。

(不可抗力による損害)

- 第14条 天災地変、その他不可抗力によって、契約履行について損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項に規定する損害が、契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額の負担は、甲乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は、乙の負担とする。

(監督官)

- 第15条 甲は、必要と認めた場合には、監督官を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

- 2 監督官は、乙の契約履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

- 3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(計量及び検査)

- 第16条 乙は、契約書等に定める計量日時に計量器の読みとりにより使用電力量を計量及び記録し、甲の指定する検査官の検査を受けるものとする。

- 2 乙は、原則として、計量値の確認を自動検針により行い、計量結果を速やかにファクシミリ等で甲へ通知するものとする。

- 3 甲の指定する検査官による検査は、前2項の計量結果等に基づき、行うものとし、疑義が生じた場合、甲は、速やかに乙に通知するものとする。

(料金の算定期間)

- 第17条 電力使用料金の算定期間は、原則として、月ごととし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(契約代金の支払)

- 第18条 乙は、第16条による検査終了後、契約金額（基本料金単価）に

契約電力を乗じて得た額に、契約書に定める当該月における使用電力量に契約金額（電力量料金単価等）を乗じて得た額その他契約書により算出された額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）に、消費税額及び地方消費税額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）を、月ごとに甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払いをしなければならない。

（支払遅延利息）

第 19 条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（計量器等の設置に係る負担金）

第 20 条 乙が契約履行に当たり必要となる計量器及びその付帯設備並びに通信回線等（以下「計量器等」という。）の提供及び設置に係る費用は、乙の負担とする。

2 乙は、計量器等が甲の負担となる電力供給を伴う場合には、当該電力使用料金を毎月甲に支払うものとし、使用料金の算定は、使用電力に係る算定料金に消費税及び地方消費税額を加えたものとする。

3 甲は、求められた場合には、乙の計量器等への電力供給を行うとともに、設置場所を無償で提供するものとする。

（甲の解除権）

第 21 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により、甲の需要に応じた電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき
- (2) 前号のほか、乙がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の 100 分の 10 に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保

証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときはこの限りではない。

3 前項に規定する解除部分の金額については、当該月の解除部分の予定電力使用量に係る金額を基準とし、甲乙協議して定める。

4 乙が第2項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（無償の契約解除）

第22条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（乙の解除権）

第23条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第10条第2項及び第11条第2項に規定する甲との協議が整わないとき

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき

（契約解除の制限）

第24条 乙は、前2条の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、甲の要求がある場合には、甲の指定する期間まで電力供給を継続するものとし、この契約は解除できないものとする。

（甲の契約解除と損害賠償）

第25条 甲は、自己の都合により、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、第23条又は前項の規定による契約解除の場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面によ

り行わなければならない。

4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第26条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第21条第2項に規定する違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第21条第4項の規定を準用する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 契約履行につき第三者に損害が生じ当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときはこの限りではない。

3 前2項の規定を適用する場合、その他契約の履行につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。

(相殺)

第28条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第29条 甲は、契約金額の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。この契約終了後においても同様とする。

(その他)

第31条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して定め又は解決するものとする。

食器洗浄作業等部外委託契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の食器洗浄作業等部外委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した仕様書に従い、役務を履行するものとし、甲は、役務の対価として、その代金を乙に支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、役務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、役務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(機器、器具等の使用)

第6条 甲は、必要と認めたときには、役務履行に必要な機器、器具等を乙に使用させることができる。

- 2 乙は、甲から使用を許された機器、器具等を善良な使用者としての注意をもって取扱わなければならない。

(作業の発注)

第7条 甲は、1か月又は3か月ごとに乙が作業を行う期日及び食事区分を書面により、乙に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、作業を行う月の前月20日までにを行うものとする。

(作業量)

第8条 作業量は、契約書又は仕様書に定める基準数量によるものとし、毎回の実際の作業量に増減があった場合についても、代金の変更は行わないものとする。

(作業員の届出)

第9条 乙は、作業に従事させようとする者について甲の定める様式により、届出を行い、甲の承認を受けるものとする。

(衛生)

第10条 乙は、この契約による作業に従事させる者について、毎月、甲の指示に従って衛生上の検査を受け、その結果を甲に書面で提出するものとする。

- 2 乙は、乙及びその従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、履行の中止を甲に申し入れるとともに、甲の指示に従うものとする。

(契約の変更)

第11条 甲は、委託事項について必要がある場合には、契約書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

- 3 前項の規定により契約金額を変更する場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第12条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(危険負担)

第13条 天災地変、その他乙の責に帰しがたい理由により、作業が行われないときは、乙は、当該不履行部分についての役務履行を免れるものとし、甲は、当該不履行の部分に相当する代金を支払わないものとする。

- 2 前項の規定のほか、この契約履行に当たり生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合には、この限りではない。

- 3 前項ただし書の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又は代償の請求権を取得したときには、その価格の限度で甲はその負担を免れるものとする。

(監督官)

第14条 甲は、必要と認めるときは、役務の履行について、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

- 2 監督官は、乙が実施するこの契約の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。
- 3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

第15条 乙は、委託作業が完了したときには、役務完了を甲に通知するものとし、甲は、契約書等の定めるところに従い、検査を行うものとする。

- 2 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときには、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(代金の支払)

第16条 乙は、前条に定める検査に合格した場合には、毎1月分を取りまとめ翌月に甲に対し適法な支払請求書を提出するものとし、甲は、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

- 2 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約

単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

（支払遅延利息）

第 1 7 条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（有償の契約解除）

第 1 8 条 甲は、乙が次の各号に掲げる一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により、乙が委託事項を実施することができなくなった場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって、契約の目的を達する見込みがないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が 1 0 0 円未満であるときにはこの限りではない。

3 前項に定める解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から履行済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切り捨て）を加算した額とする。

4 乙が前 2 項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合は、

納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第 19 条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第 11 条第 2 項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第 20 条 甲は、必要があると認めるときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第 2 項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第 21 条 乙の責に帰すべき理由により、官の機器、器具及び器物等を亡失若しくはき損するほか、甲が損害を受けた場合には、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、甲は、その差額を乙から徴収することができる。
- 3 第 1 項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 4 乙が第 1 項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第 18 条第 4 項の規定を準用する。
- 5 作業中に生じた作業員の負傷、その他災害についての補償は乙の負担とする。

(相殺)

第 2 2 条 甲は、乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有する場合、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(信用等の調査)

第 2 3 条 甲は、契約金額の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により、乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第 2 4 条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第 2 5 条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

宿舎借上契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書に記載の宿舎借上契約に関し、契約書及びこの契約条項又は甲の示した仕様書に基づき、乙は、契約を履行し、甲は、その代価として、乙に代金を支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行にあたり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、役務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、役務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(予定数量)

第6条 予定数量による契約の場合、甲は、予定数量の増減を書面又は口頭により乙に通知するものとする。

2 乙は、予定数量の増減による損害賠償は請求しないものとする。ただし、

著しい場合は、甲と協議することができる。

(監督官)

第7条 甲は、契約の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、契約の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(契約の変更)

第8条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、履行内容、履行期間等その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第9条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(安全及び衛生)

第10条 乙は、宿舍及び食事の提供については、安全及び衛生管理に万全を期すものとする。

2 乙は、乙及びその従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、履行の中止を甲に申し入れるとともに甲の指示に従うものとする。

(不可抗力による損害)

第11条 天災地変、その他不可抗力によって、契約目的、又は乙の役務提供に関して損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項の場合における契約の履行については、甲乙協議して定める。

(検査)

第12条 乙は、履行が完了したときは、甲に通知しなければならない。

2 甲は、検査を行う場合は、前項に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

(代金の支払)

第13条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

2 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、契約の履行を行わないとき。

(2) 前号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の

金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

3 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から履行済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切り捨て）を加算した額とする。

4 乙が前2項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第8条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第17条 甲は、第15条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。

4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第18条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第15条第2項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを越える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第15条第4項の規定を準用する。

(相殺)

第19条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第20条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第22条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

借上契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書に記載の借上契約に関し、契約書及びこの契約条項又は甲の示した仕様書に基づき、乙は、契約を履行し、甲は、その代価として、乙に代金を支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行にあたり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、この契約の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、この契約の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(予定数量)

第6条 予定数量による契約の場合、甲は、予定数量の増減を書面又は口頭により乙に通知するものとする。

2 乙は、予定数量の増減による損害賠償は請求しないものとする。ただし、

著しい場合は、甲と協議することができる。

（監督官）

第7条 甲は、契約の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、契約の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

（契約の変更）

第8条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、履行内容、履行期間等その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

（事情の変更）

第9条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に關して協議を行う場合に準用する。

（貸出し及び引取り）

第10条 乙は、甲の借上げに係る物品（資機材及び車両等を含む。以下同じ。）の貸出しを行う場合には、甲が定める乙の貸出期限（乙が甲に当該物品を差し出す期限をいう。）までに、甲が定める乙の貸出準備（貸出期間において支障のないよう整備を行い確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行わなければならない。この場合において、貸出し時における物品の破損等については、乙の負担とする。

2 乙は、甲の借上げに係る不動産の全部又は一部の貸出しを行う場合には、甲が定める乙の貸出期限（乙が甲に当該不動産の全部又は一部を差し出す

期限をいう。)までに、貸出期間中において支障のないよう整備を行うほか、安全及び衛生管理に万全を期するとともに、契約内容に備付器材等の使用が含まれているときには、甲が定める乙の貸出準備(当該器材等を使用可能な状態にして確認を受ける等の行為をいう。)を完了した後、貸出しを行わなければならない。

- 3 乙は、貸出期間中において、その貸し出した物品(以下「貸出物品」という。)又は不動産の全部若しくは一部(以下「貸出物品等」と総称する。)の使用が不能になったこと等により契約の目的を達し得ない状況が生じたときには、速やかに貸出物品等に代わる物品又は不動産の全部若しくは一部を差し出すこと等により必要な対策を講じるものとする。ただし、当該状況が乙の責に帰さない事由により生じたものである場合には、甲及び乙がその後の対応等について協議するものとする。
- 4 甲は、借上期間中において、その借り上げた物品又は不動産の全部若しくは一部を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、使用しなければならない。
- 5 貸出期間中において生じた貸出物品等の破損等に係る費用等は、乙の負担とする。ただし、当該破損等が、乙の責に帰さない事由により生じたものである場合には、甲及び乙が当該破損等に係る費用について協議するものとする。
- 6 前項の場合において、貸出期間中において生じた貸出物品等の破損等に対し甲が契約の履行に支障となるため一時的に補修等を行った場合には、甲は、乙に対しその費用等を請求できるものとする。
- 7 乙は、貸出物品の引取りについて、甲が定める乙の引取期限までにその履行を完了しなければならない。この場合において、引取り時において生じた貸出物品の破損等に係る費用等は、乙の負担とする。

(不可抗力による損害)

第11条 天災地変、その他不可抗力によって、契約目的、又は乙の履行に関して損害を生じたときには、甲又は乙は、遅滞なくその状況を契約の相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の場合における契約の履行については、甲乙協議して定める。
- 3 物品の借上げにおいて、第1項に規定する損害が契約代金に比して重大であると認められるときは、甲及び乙が協議の上、その損害額及び負担に

ついて必要な事項を定めるものとする。ただし、その当該損害が軽微であり、又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合には、乙の負担とする。

(検査)

第 1 2 条 乙は、履行が完了したときは、甲に通知しなければならない。

2 甲は、検査を行う場合は、前項に規定する通知を受けた日から 1 0 日以内に検査を完了するものとする。

(代金の支払)

第 1 3 条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して 3 0 日以内に代金を支払うものとする。

2 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第 1 4 条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 1 5 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、契約の履行を行わないとき。

(2) 前号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達

することができないとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。
- 3 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から履行済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切り捨て）を加算した額とする。
- 4 乙が前2項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第8条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第17条 甲は、第15条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第18条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙

に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第15条第2項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第15条第4項の規定を準用する。

(相殺)

第19条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第20条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第22条 乙は、貸出物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、貸出物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、

又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、貸出物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（貸出物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6 第2条の規定は前5項についても適用する。

（その他）

第23条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

適用契約条項

工事、測量及び建設コンサルタント等業務請負契約における談合等に係る違約金に関する契約条項

(適用契約)

第1条 この契約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する競争入札による工事、測量及び建設コンサルタント等業務請負契約について適用する。

(該当事項等)

第2条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（延滞金）

第3条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

（その他）

第4条 この契約条項に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じたときには、甲、乙協議の上、解決するものとする。

装備品等及び役務の調達に係る談合等の不正行為に関する契約条項

(適用契約)

第1条 この契約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する契約であって、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2の規定に基づき、契約書の作成を省略した場合を除く、装備品等及び役務の調達に係るすべての契約案件について適用する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第2条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第3条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

債権譲渡禁止の部分的解除のための契約条項

(適用契約)

第1条 この契約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する次のすべてに該当する契約に適用するものとする。

- (1) 装備品及び役務等の調達に係る契約（工事請負契約を除く、一切の契約をいう。）
- (2) 予定価格を市場価格方式（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第6号に規定する計算方式をいう。）により算定する契約
- (3) 乙（契約の相手方）が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である契約（適用債権）

第2条 この契約条項の対象となる債権は、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 売掛債権担保融資保証制度（中小企業信用保険法の一部を改正する法律（13．12．17）により創設されたものをいう。以下「保証制度」という。）に基づき譲渡される債権

乙が有する債権であって、信用保証協会（信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）及び金融機関（乙と取引のある中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に限る。以下同じ。）に対し、金融機関からの融資の担保として譲渡されるものであること、また、譲渡された債権は信用保証協会と金融機関の準共有となること等、保障制度に基づき適切に譲渡される債権をいう。

- (2) 反対給付の完了を確認している債権

乙が反対給付を完了していることを甲が検査等により確認しており、甲が同時履行の抗弁権を行使する必要のない債権をいう。

- (3) 金額が確定している債権

(債権譲渡禁止の部分的解除)

第3条 前2条の規定に該当する場合には、乙は、信用保証協会及び金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第4条 乙は、前条の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(乙の事前説明)

第5条 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、この契約条項の内容を説明しなければならない。

(承諾申請及び通知の様式及び時期)

第6条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、必要書類を添付の上、承諾申請は別紙様式第1、通知は別紙様式第2により行わなければならない。

2 乙が前項に定める承諾申請及び通知を行う時期は、この契約履行の完了に際し、検査に合格した後とし、あらかじめ債権譲渡を行う旨を甲に通知するものとする。

(異議を留めた承諾)

第7条 甲は、債権譲渡の承諾を行う場合には、乙(債権の譲渡人)並びに信用保証協会及び金融機関(譲受人)に対し、債権の譲渡によって、担保責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅及び契約条項に基づく契約金額の変更その他の契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利に一切の影響がないことについて、民法(明治29年法律第89号)第468条第1項の規定により、異議を留めて承諾しなければならない。

(承諾の様式)

第8条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第1条及び第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、別紙様式第3により、前条に規定する異議を留めた承諾をするものとする。

2 甲は、前項に規定する承諾については、遅滞なく行うものとする。

(甲の権利及び利益)

第9条 乙は、この売掛債権譲渡が、担保責任に係る権利、債務不履行等に

よる契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、必要な場合には、前項の措置を講じるものとする。

(その他)

第10条 この契約条項に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じたときには、甲、乙（又は丙、丁）協議の上、解決するものとする。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

甲 契約担当官

殿

乙	住 所 : 譲渡人 : 代表者 :	印
丙	住 所 : 譲受人 : 代表者 :	印
丁	住 所 : 譲受人 : 代表者 :	印

乙は、甲との下記契約について履行の検査を受け合格したので、下記契約に基づく、代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を丙及び丁に譲渡すること並びに丙及び丁が譲渡対象債権を準共有として譲受することを「債権譲渡禁止の部分的解除のための契約条項」の規定に基づき、必要書類を添付の上、申請する。

- その際、乙、丙及び丁は、次の項目について、あらかじめ承諾していることを証する。
- 1 譲渡対象債権に係る丙及び丁への支払いについては、従前どおり下記契約の規定に基づき、契約物品又は役務全体の完成、納入及びその検査合格を条件としてなされること。
 - 2 丙及び丁は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
 - 3 国に対しては、譲渡対象債権に係る下記契約の契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任を求めないこと。同契約条項に規定する乙の担保責任については、従前どおり乙が継続して負担するものであること。債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については乙の負担であって、国の負担を求めないこと。

下記契約に基づく譲渡対象債権額並びに丙及び丁が指定する口座は次のとおりであり、払込みを依頼する。

- 1 譲渡対象債権額
 - (1) 契 約 代 金 額 : 円
 - (2) 前払金等既受領済額 : 円
 - (3) 差引譲渡対象債権額 : 円
- 2 丙及び丁払込口座

銀行	支店	口座名義人	種類	番号
----	----	-------	----	----

記

- 1 契 約 番 号 :
- 2 契 約 日 :
- 3 契 約 件 名 :
- 4 納期（履行期限）:
- 5 検 査 合 格 日 :

添付書類：印鑑証明（乙、丙、丁各 1 通（発行日より 3 ヶ月以内のものに限る。））

- 注：1 乙は、請負人（契約相手方）とする。
- 2 丙は、乙への融資の担保として債権譲渡を受ける金融機関とする。ただし、乙と取引のある中小企業信用保険法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 5 0 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に限る。
- 3 丁は、乙から債権譲渡を受ける信用保証協会とする。ただし、信用保証協会法（昭和 2 8 年法律第 1 9 6 号）に規定する信用保証協会をいう。

債権譲渡通知書

年 月 日

甲 契約担当官

殿

乙	住 所 : 譲渡人 : 代表者 :	印
丙	住 所 : 譲受人 : 代表者 :	印
丁	住 所 : 譲受人 : 代表者 :	印

乙は、甲との下記契約について履行の検査を受け合格したので、下記契約に基づく、代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を丙及び丁に譲渡したこと並びに丙及び丁が譲渡対象債権を準共有として譲受したことを「債権譲渡禁止の部分的解除のための契約条項」の規定に基づき、必要書類を添付の上、通知する。

- その際、乙、丙及び丁は、次の項目について、あらかじめ承諾していることを証する。
- 1 譲渡対象債権に係る丙及び丁への支払いについては、従前どおり下記契約の規定に基づき、契約物品又は役務全体の完成、納入及びその検査合格を条件としてなされること。
 - 2 丙及び丁は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
 - 3 国に対しては、譲渡対象債権に係る下記契約の契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任を求めないこと。同契約条項に規定する乙の担保責任については、従前どおり乙が継続して負担するものであること。債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については乙の負担であって、国の負担を求めないこと。

下記契約に基づく譲渡対象債権額並びに丙及び丁が指定する口座は次のとおりであり、払込みを依頼する。

- 1 譲渡対象債権額
 - (1) 契 約 代 金 額 : 円
 - (2) 前払金等既受領済額 : 円
 - (3) 差引譲渡対象債権額 : 円
- 2 丙及び丁丙払込口座

銀行	支店	口座名義人	種類	番号
----	----	-------	----	----

記

- 1 契 約 番 号 :
- 2 契 約 日 :
- 3 契 約 件 名 :
- 4 納期（履行期限） :
- 5 検 査 合 格 日 :

添付書類：印鑑証明（乙、丙、丁各1通（発行日より3ヶ月以内のものに限る。））

- 注：1 乙は、請負人（契約相手方）とする。
- 2 丙は、乙への融資の担保として債権譲渡を受ける金融機関とする。ただし、乙と取引のある中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に限る。
- 3 丁は、乙から債権譲渡を受ける信用保証協会とする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。

債権譲渡承諾書

年 月 日

乙 住所：
譲渡人：
代表者： 殿

丙 住所：
譲受人：
代表者： 殿

丁 住所：
譲受人：
代表者： 殿

甲 契約担当官

確定日付欄

印

乙の別添の債権譲渡承諾申請書につき、下記契約に基づく譲渡対象債権の丙及び丁への譲渡については、次の事項を乙、丙及び丁が遵守することを条件として、民法（明治29年法律第89号）第468条第1項及び「債権譲渡禁止の部分的解除のための契約条項」の規定に基づき、異議を留めて承諾する。

- 1 この承諾によって、下記契約の契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益に何ら変更がなく、また乙のこの契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
- 2 丙及び丁は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国による代金の支払いは、下記契約の契約条項の規定に基づき行われるものであること。

記

- 1 契 約 番 号：
- 2 契 約 日：
- 3 契 約 件 名：
- 4 納期（履行期限）：
- 5 検 査 合 格 日：

一括再委託の禁止等に関する契約条項

(適用契約)

第1条 この契約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する契約で、随意契約の方法による試験、研究、調査、システム開発等の行為を委託する契約について適用する。ただし、予定価格が100万円を超えるものに限る。

2 甲は、前項の契約について、一般競争契約又は指名競争契約及び甲が必要と認める委託契約に適用させることができる。ただし、乙の承諾を得るものとする。

(一括再委託の禁止)

第2条 乙は、委託事項の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

(部分的な再委託等に係る承認等)

第3条 乙は、前条の規定に該当しない部分的な委託事項を第三者に再委託する場合には、あらかじめ、再委託相手方の住所、氏名、再委託業務の範囲、再委託の必要性及び再委託に係る契約金額（以下「再委託相手方等」という。）について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。ただし、甲が認める軽微な再委託事項の場合には、書面の提出を行わないことができる。

2 前項の承認については、再委託相手方等の変更を行う場合についても同様とする。

3 甲は、前2項の承認に当たっては、再委託の合理性及び必要性並びに再委託相手方の履行能力に係る確実な履行の確保等に留意するものとし、特殊な技術及び技術秘けつ（ノウハウ）等を有する必要から競争を許さないものとして随意契約とした場合において、特に留意するものとする。

(再々委託の場合の承認等)

第4条 前条第1項及び第2項の承認については、再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階の再委託（以下「再々委託」という。）が行われる場合についても同様とする。

(履行体制の把握)

第5条 甲は、再委託及び再々委託の承認を行った場合には、委託契約の履行体制を把握しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対し、報告を求める等、必要な措置を講じるものとする。

(乙の義務)

第6条 乙は、甲の承認を得て、第三者に再委託及び再々委託した場合においても、この契約により乙の義務とされている事項についてその責を免れない。

特約条項

特別防衛秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙は、主たる契約条項に基づく特別防衛秘密の保護に関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保護の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により特別防衛秘密の表示のある特別防衛秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は特別防衛秘密の指定のある特別防衛秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立入りが許可された者の故意又は過失により特別防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、特別防衛秘密及び米国政府の標記を付し、書面をもって送達するものとする。

(特定資料の保護措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を特別防衛秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という）以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定物件の保護措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において、完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、特別防衛秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(特別防衛秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに特別防衛秘密、米国政府、登録番号等の表示を付さなければならない。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則)

第9条 乙は、社（工場）内における特別防衛秘密の保護を確実に行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは着工の日まで）に特別防衛秘密の保全に関する規則を作成のうえ、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、前項により甲の確認を受けた特別防衛秘密の保全に関する規則を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

3 第1項の規則には、次の各号に示す事項を明らかにした条項を規定するものとする。

(1) 保管責任者及び取扱者の任命の方法及び責任範囲

(2) 秘密区分の標記の表示方法

(3) 特別防衛秘密の保管及び取扱いのため必要な簿冊の整備

(4) 社（工場）内における立入禁止に関する措置

(5) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の製作、複製及び写真撮影に関する手続及び方法

(6) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の接受、送達、保管、貸出し、引継ぎ及び返却に関する手続及び取扱方法

(7) 特別防衛秘密の保護状況の検査に関する事項

(8) 非常の場合の措置

(9) 特別防衛秘密の漏えい、紛失、破棄等の事故が発生したときの措置

(10) その他必要な事項

(特定資料等の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をした全ての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、特別防衛秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上特別

防衛秘密の保護の状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

- 2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、特別防衛秘密の保護の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 乙は、特別防衛秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

- 2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

- 4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保護の手段等を記した書面を添えて甲の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛省と秘密保持に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

- 3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他特別防衛秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する防衛省との契約を要しない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。

- 5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(特別防衛秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由(第10条の規定によるものを除く。)により、甲が、乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第19条 この特約条項において、装備品等(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第13号に規定する装備品等をいう。)の調達に係る契約については、「装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について(通達)」(防経装第19072号26.12.24)第2項の表に定めるとおり、字句を読み替えるものとする。

秘密の保全に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙は、主たる契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この特約条項に定めるところにより秘密保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により秘密の表示のある秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は秘密の指定のある秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、当該特定資料又は当該特定物件に秘密の表示を付すとともに、当該特定資料又は当該特定物件を乙に交付する旨を記載した文書を添えて、送達するものとする。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第6条第2項第1号において同じ）。

米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条(ii)に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第6条第2項第2号において同じ。）

NATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTED

(3) 仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第3号において同じ。） 仏国政府

(4) 豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であってオーストラリア政府から受領したものをいう。第6条第2項第4号において同じ。） 豪州政府

(5) 英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第6条第2項第5号において同じ。） 英国政府

(6) インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、

インド共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第6号において同じ。)

インド政府

(特定資料の保全措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定物件の保全措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会の下、行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに秘密、登録番号等の表示を付さなければならない。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、秘密、登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 秘密軍事情報 米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO CONFIDENTIAL 又は
NATO RESTRICTED

(3) 仏国秘密情報 仏国政府

(4) 豪州秘密情報 豪州政府

(5) 英国秘密情報 英国政府

(6) インド秘密軍事情報 インド政府

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則)

第9条 乙は、社（工場）内における秘密の保全を確実に行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に秘密の保全に関する規則を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、前項により甲の確認を受けた秘密の保全に関する規則を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

(特定資料等の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

2 乙は、契約履行中であっても、前項の資料に秘密指定の条件として示されている秘密の指定期間が満了した場合は、直ちに、当該資料を甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 乙は、秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は関係社員に対し年間計画を立て保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内(着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで)に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛省と秘密の保全に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する防衛省との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由(第10条の規定によるものを除く。)により、甲

が、乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第19条 この特約条項において、装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。）の調達に係る契約については、「装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）」（防経装第19072号26. 12. 24）第1項の表に定めるとおり、また、建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事並びにこれに付随する測量等の調査、設計及び監理その他の事業をいう。）の契約については、「建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）」（防整施（事）第12号27. 10. 1）第1項の表に定めるとおり、字句を読み替えるものとし、契約書の甲を発注者及び乙を受注者として適用するものとする。

特定秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙は、主たる契約条項に基づく特定秘密の保護に関しては、この特約条項及び別に定められている装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドラインの定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下総称して「従業者」という。）、下請負を行う場合においてはその相手方（複数の段階で下請負が行われる場合の当該下請負先を含む、以下同じ。以下「下請負先」という。）の従業者その他特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」という。）第12条第1項第1号の規定に基づき防衛大臣が指名した特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）が乙の求めにより特定秘密を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件（以下「特定資料」という。）又は特定秘密を化体する物件及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される物件（以下「特定物件」という。）を取り扱う場所への立入りを許可した者の故意又は過失により特定秘密が漏えいしたときであってもその責任を免れることはできない。

(交付及び保有)

第2条 特定秘密管理者は、特定資料又は特定物件（以下「特定資料等」という。）を乙に保有させ、又は交付するときは、当該特定資料等を乙に保有させ、又は交付する旨を記載した文書を添えて、保有させ、又は交付するものとする。

2 前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

(1) 秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第21条第3項第1号において同じ。） 米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条（ii）に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第21条第3項第2号において同じ。） NATO SECRET

(3) 仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第3号において同じ。）

仏国政府

- (4) 豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第21条第3項第4号において同じ。）

豪州政府

- (5) 英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第21条第3項第5号において同じ。） 英国政府

- (6) インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第6号において同じ。） インド政府

（乙の秘密保全規則の変更の際の許可等）

第3条 乙は、この契約に係る審査を実施した者の審査を受けた令第14条に規定する規程（以下「秘密保全規則」という。）並びに特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「業務管理者」という。）、特定秘密の保護に関する教育の内容及び特定秘密の保護のために必要な施設設備（以下「施設設備」という。）の状況に変更がある場合には、あらかじめ、変更に関する資料を審査を実施した者に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 乙は、毎年、この契約に係る審査を実施した者が指示する時期に、令第14条に従って講じた措置の内容を、報告しなければならない。

（業務管理者の責任）

第4条 乙は、業務管理者に、特定秘密の表示その他の特定秘密の保護を適切に管理するための措置を講じさせなければならない。

（従業者に対する特定秘密の保護に関する教育）

第5条 乙は、従業者に対し特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。

- 2 乙は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる従業者に対する前項の教育については、当該特定秘密の取扱いの業務を行う前に実施しなければならない。

- 3 乙は、第1項の教育を特定秘密の取扱いの業務を行う従業者が少なくとも年1回受講できるよう実施しなければならない。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施することを妨げない。

（従業者の範囲の決定）

第6条 乙は、秘密保全規則等に基づき、特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の範囲を決定するに当たっては、従業者個人単位で行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめなければならない。

- 2 乙は、前項で決定した従業者の範囲を、この特約条項締結後、特定秘密を取り扱わせる前に、特定秘密管理者に報告しなければならない。
- 3 乙は、第1項の従業者の範囲を変更するときは、あらかじめ、特定秘密管理者に報告しなければならない。

(適性評価の事務)

第7条 乙は、その従業者について、防衛大臣が行う適性評価（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第12条第1号の適性評価をいう。以下同じ。）に関し、別紙「適性評価に関する特約条項」に規定する事務を行うものとする。

(従業者への周知)

第8条 乙は、特定資料等の交付若しくは特定秘密の伝達を受けたとき又は特定秘密を保有するときは、当該特定秘密を取り扱う従業者にその旨を周知しなければならない。

(特定資料等の保護措置)

第9条 乙は、特定資料等を当該特定秘密を取り扱う従業者以外の者に供覧してはならない。

- 2 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料等を供覧してはならない。
- 3 乙は、主たる契約に別途定められている場合を除き、特定資料等を作成しようとするときは、あらかじめ、特定秘密管理者の許可を得なければならない。
- 4 前項の場合、乙は、実施の細部について特定秘密管理者と協議し、特定秘密管理者又はその指名する者の立会いのもと行わなければならない。
- 5 乙は、特定資料等を作成したときは速やかにその旨を特定秘密管理者に書面により報告するとともに、特定秘密管理者より必要な指示を受けるものとする。
- 6 乙は、特定資料等の作成において完成に至らなかったものについては、特定秘密管理者の指示に従い、特定秘密管理者に引き渡し、又は特定秘密として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

(下請負先への交付及び伝達の承認)

第10条 乙は、特定資料等の交付、又は特定秘密の伝達を、甲との間における法第5条第4項又は法第8条第1項に規定する契約（以下「保全契約」という。）を締結した下請負先であって、当該保全契約に基づき当該特定秘密を保有することができ、又は交付を受けることができる者（以下「特定秘密取扱事業者」という。）以外の者に行ってはならない。

- 2 乙は、特定秘密取扱事業者に特定資料等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。
- 3 前項の規定に基づき交付する特定資料等を返却させる場合には、乙は、交付の際に、特定秘密管理者の指示を受け、業務管理者に当該特定資料等

の返却の時期を明示させるものとする。

（運搬の方法）

第 1 1 条 特定資料等を運搬するときは、乙は、当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の中から指名した従業者に携行させるものとする。

2 乙は、前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の指示に従うものとする。

（交付の方法）

第 1 2 条 乙は、特定資料等を交付するときは、受領書等に、名宛人又はその指名する者（第 1 0 条第 2 項の承認を受けた特定秘密取扱事業者の従業者であって、当該特定秘密を取り扱う者に限る。）の受領印の押印を受けるなど、受領の記録を残すものとする。

2 特定資料等は、郵送により交付してはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第 1 3 条 乙は、特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることをできないように封筒若しくは包装を二重にして封かんするものとする。

（物件の包装等）

第 1 4 条 乙は、特定秘密である情報を記録する物件、又は特定物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

（電気通信による交付）

第 1 5 条 乙は、特定資料（物件を除く。）を電気通信の方法により交付するときは、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。ただし、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付はしてはならない。

（特定資料等の接受）

第 1 6 条 乙は、封かんされている特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画は、名宛人又はその指名する従業者（当該特定秘密を取り扱う者に限る。）でなければ開封させてはならない。

（伝達の方法）

第 1 7 条 乙は、特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、特定秘密の伝達を電話で行ってはならない。

3 乙は、特定秘密を伝達する場合には、盗聴等の防止に努めるものとする。

（特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第 1 8 条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録の取扱いに当たっては乙はこれをスタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ特定秘密を取り扱う従業者のみがアクセ

スできる措置が講じられたものとして、業務管理者が認めたもので取り扱わなければならない。

- 2 乙は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の電磁的記録媒体への書き出し及び印刷の記録を保存しなければならない。
- 3 乙は、特定秘密を取り扱う従業者が特定秘密である情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体に記録する場合は、パスワード設定又は暗号化措置による秘匿措置を講じさせなければならない。ただし、当該措置を講ずることにより主たる契約の履行に著しい支障が生じる恐れがあり、当該措置を講じないことについて特定秘密管理者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(特定資料及び特定物件の保管)

第 19 条 特定資料の保管に当たっては、乙は、三段式文字盤鍵のかかる金庫若しくは鋼鉄製の箱又はこれらに準じる強度を有する保管容器にこれを保管しなければならない。

- 2 乙は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、当該電子計算機の端末をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。
- 3 第 1 項の規定は、特定秘密である情報を記録する可搬型記憶媒体に準用する。
- 4 乙は、特定物件については、第 1 項及び第 2 項の規定を準用し、保管しなければならない。ただし、特定物件の形状等により、当該措置によることができない場合は、特定秘密管理者と協議し、適切と認める措置により保管するものとする。

(その他保管のための施設設備)

第 20 条 乙は、前条に定めるもののほか、特定資料等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等特定秘密の保護に必要な措置を講じなければならない。

(特定秘密の表示等)

第 21 条 乙は、特定秘密を保有するとき、自ら特定資料等を作成したとき又は特定秘密の伝達を受けたときは、当該特定秘密又は特定資料等について、法第 3 条第 2 項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる措置を講ずる際に、特定秘密管理者から別に指示のある場合は、その表示をしなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前 2 項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既に N A T O S E C R E T の表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

(1) 秘密軍事情報 米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報 N A T O S E C R E T

(3) 仏国秘密情報 仏国政府

(4) 豪州秘密情報 豪州政府

(5) 英国秘密情報 英国政府

(6) インド秘密軍事情報 インド政府

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第 2 2 条 乙は、特定秘密管理者から令第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料等であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第 8 条第 2 項に規定する指定有効期間満了表示をしなければならない。

2 前項の場合において、乙は、法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知しなければならない。

3 第 1 項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が満了した旨を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の満了について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第 2 3 条 乙は、特定秘密管理者から令第 9 条第 1 号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間を延長した旨の通知を受けたときは、法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の延長について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

(指定の解除に伴う措置)

第 2 4 条 乙は、特定秘密管理者から令第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づく特定秘密の指定が解除された旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料等であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第 1 1 条第 2 項に規定する指定解除表示をしなければならない。

2 前項の場合において、乙は、法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知しなければならない。

3 第 1 項の場合において、乙は、当該指定が解除された旨及びその年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の解除について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

(登録及び管理)

第25条 乙は、特定秘密を保有したとき、特定資料等の交付若しくは特定秘密の伝達を受けたとき又は自ら特定資料等を作成したときは、速やかに、その旨を帳簿に登録しなければならない。

2 乙は、特定資料等の貸出し、回収、返却又は廃棄を行ったときは、速やかに、その旨を帳簿に登録しなければならない。

3 乙は、第22条から第24条までの措置を講じたときは、速やかにその旨を帳簿に登録しなければならない。

(実施報告)

第26条 乙は、特定資料等を接受、作成、送達又は廃棄（第32条の規定により廃棄した場合を除く。）したときは、速やかに、特定秘密管理者に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

2 前項に規定する報告は、作成した特定資料等、又は作成において完成に至らなかった特定資料等であって、特定秘密管理者の指示を受けたものの取扱いを含めて行うものとする。

(立入制限措置等)

第27条 乙は、特定資料等が取り扱われている場所について、当該特定資料等を取り扱う従業者、第10条第2項の承認を受けた特定秘密取扱事業者の従業者であって当該特定秘密を取り扱う者及び甲と保全契約を締結した他の事業者の従業者であって、乙の求めに応じ特定秘密管理者が許可した者（以下「特定秘密取扱事業者の従業者等」という。）以外の立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の場所を新設し、又は変更したときは、当該施設において特定秘密の取扱いを開始する前に、特定秘密管理者の承認を得なければならない。

4 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者及び特定秘密取扱事業者の従業者等以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要な以上に近づかせてはならない。

5 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者及び特定秘密取扱事業者の従業者等に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(携帯型情報通信及び記録機器の持込制限)

第28条 乙は、携帯型情報通信・記録機器の特定資料等が取り扱われている場所への持込みを禁止しなければならない。

2 やむを得ず持込みが必要となった場合には、乙は、特定秘密管理者の事前の承諾を得た上で、持ち込む携帯型情報通信及び記録機器について、インストールされているソフトウェアを確認するなど特定秘密の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(特定資料等の返却等)

第29条 乙は、特定秘密管理者が交付した特定資料等及び当該特定資料等に関し作成したすべての特定資料等を主たる契約が終了（契約解除の場合も含む。）した後直ちに特定秘密管理者に返却し、又は提出しなければならない。ただし、特定秘密管理者が特定資料等の廃棄又は保持を認めた場合はこの限りではない。

（検査）

第30条 乙は、特定秘密の取扱いの業務を管理するため必要な帳簿を整備し、毎月1回以上特定秘密の取扱いの状況について検査を行い、特定秘密管理者に結果を報告しなければならない。

2 特定秘密管理者は、前項に規定する報告を受けるほか、乙の特定秘密の取扱い状況について自ら調査する必要があると認めるときは、特定秘密管理者が別に指定する職員に検査及び指導を行わせることができる。

3 乙は、特定秘密管理者が乙の下請負先に対し、検査等を行うときは、特定秘密管理者の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

（特定資料等の取扱いの記録）

第31条 乙は、業務管理者に、特定資料等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、特定資料等を取り扱った従業者の氏名、日時、その他特定秘密管理者が指示した事項の記録を保存させるものとする。

（緊急事態に際しての廃棄）

第32条 乙は、特定資料等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合は、特定秘密として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該特定資料等を廃棄しなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき、特定資料等を廃棄する場合には、あらかじめ特定秘密管理者を通じて防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を特定秘密管理者を通じて防衛大臣に報告しなければならない。

3 前項ただし書に規定する報告は、特定資料等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、廃棄した特定資料等の概要、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合に該当する理由及び廃棄に当たって用いた方法を書面により報告するものとする。

（事故発生時等の措置）

第33条 乙は、特定秘密の漏えい、特定資料等の紛失、破壊等の事故が発生したとき（それらの疑い又はおそれがあるときを含む。）、又はこの規則に定める秘密保護のための措置に抵触するような事態が発生したときは、直ちに事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、把握し得る限りの全ての内容を特定秘密管理者に報告しなければならない。

2 乙は、前項に規定する報告後、事故の原因のほか、特定秘密管理者から指示があった事項について詳細な調査を行い、速やかにその結果を特定秘

密管理者に報告しなければならない。

（違約金の請求）

第34条 甲は、別に定める秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

（関連資料等の保存）

第35条 乙は、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求できる期間が満了するまでの間は、主たる契約、帳簿等、特定秘密の保護や取扱いに関する資料等を保存しなければならない。

（下請負の禁止）

第36条 乙は、特定秘密の取扱いに係る業務（物件の輸送、施設の警備その他役務であって、特定秘密の内容を知り得ないと認められるものを除く。）を第三者に下請負してはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる特定秘密を特定する事項、特定秘密の保護の手段等を記した書面を添えて、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負先は、特定秘密取扱事業者でなければならない。

3 乙は、第1項の規定により下請負を行う場合、下請負先による特定秘密及び特定資料等の適切な取扱いを確保するため、当該下請負先の作成する秘密保全規則等、下請負先における特定秘密を取り扱う従業員の名簿、その他特定秘密及び特定資料等の秘密保全のための措置の実施状況等を確認しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が部外の機関に特定資料の閲覧が必要な品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、下請負先と下請負の契約を締結し、又は契約の内容を変更したときは、下請負先に対し下請負の契約書の写しを甲に提出するよう指導しなければならない。ただし、乙が当該下請負の契約書の写しを甲に提出した場合はこの限りではない。

（保全契約の解除等）

第37条 甲は、乙が本特約の規定に違反したときは、催告を要せずに本契約の一部又は全部を直ちに解除することができる。この場合において、甲は乙及び下請負先に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 下請負先の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負先との保全契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

3 乙が下請負先との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

（その他）

第38条 この特約条項（別紙「適性評価に関する特約条項」を含む。）において、建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1

項に定める建設工事並びにこれに付随する測量等の調査、設計及び監理その他事業をいう。)の契約については、「建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保について(通達)」(防整施(事)第12号27.10.1)第2項の表に定めるとおり、字句を読み替えるものとし、契約書の甲を発注者及び乙を受注者として適用するものとする。

適性評価に関する特約条項

(候補者名簿の提出)

第1条 乙は、その従業者に特定秘密を取り扱わせるため防衛大臣による適性評価を実施する必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び法第12条第1項各号のうち該当する号その他参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを特定秘密管理者に提出しなければならない。

2 乙は、前項の名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、速やかに特定秘密管理者に通知しなければならない。

(適性評価の実施に関する協力)

第2条 乙は、評価対象者について照会があった場合に必要な報告を行うこと、評価対象者及びその上司等に対する面接等の実施に便宜を図ることなど、防衛大臣が実施する適性評価に必要な協力を行わなければならない。

(適性評価結果等通知書その他の文書の管理)

第3条 乙は、適性評価の結果が記された文書その他適性評価の実施に当たり特定秘密管理者に送付し、又は特定秘密管理者から送付された文書の管理を、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 漏えい又は滅失の防止その他安全管理のための措置を厳格に行うこと。
- (2) 用済後速やかに廃棄し、適性評価の結果適性があると認められた旨特定秘密管理者が通知した文書は送付日から5年、その他の文書は送付日から1年を超えて保存しないこと。

(評価結果その他の個人情報の目的外利用の禁止)

第4条 乙は、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適性がないと認められた事実その他適性評価に関し特定秘密管理者から通知される個人情報を、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(特定秘密の取扱業務の停止)

第5条 乙は、適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、特定秘密管理者から、新たな適性評価の結果として、適性がないと認められた旨通知があったときは、直ちに、当該従業者が特定秘密を取り扱わないよう措置しなければならない。特定秘密管理者から、法第12条第1項第3号の規定に該当するため、適性に疑義がある旨通知されたときも同様とする。

(事後の事情の変化に関する報告)

第6条 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、次に掲げる事情があると認めた場合に

は、速やかに特定秘密管理者に報告しなければならない。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 上記のほか、特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

(従業者が派遣労働者である場合の措置)

第7条 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）である従業者について、第1条の名簿に登載する場合には、同条に定める事項のほか、次に掲げる事項を当該名簿に記載し、又は記録するとともに、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該名簿に登載した旨を通知しなければならない。

- (1) 派遣労働者である旨
- (2) 当該従業者についての予定している業務内容

2 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である従業者について、特定秘密管理者から次に掲げる事項を通知された場合には、当該通知の内容を書面により、当該従業者を雇用する事業主に通知しなければならない。

- (1) 適性評価実施責任者に提出する名簿に登載しないこと。
- (2) 適性評価を実施することについて防衛大臣の承認が得られたこと、又は得られなかったこと。
- (3) 当該従業者が適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと。
- (4) 当該従業者が同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと。
- (5) 適性評価の結果。
- (6) 当該従業者が法第12条第1項第3号の規定に該当するため、適性に疑義があること。

3 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者で

あって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者が乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である場合には、当該従業者を雇用する事業主が当該従業者について第6条の事情があると認めたときに、乙に確実に報告をさせる必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主に対し、第1項又は第2項の通知をしたときは、当該通知をした文書について、これが第3条の規定に準じて適切に管理されるよう、必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、評価対象者が派遣労働者である従業者の場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適性がないと認められた事実その他適性評価に関し乙を経由して特定秘密管理者から通知される個人情報、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないよう必要な措置を講じなければならない。

(契約履行後における乙の義務)

第8条 第3条、第4条並びに前条第4項及び第5項の規定は、契約履行後においても準用する。

秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する「秘密」、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する

「特定秘密」又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」（以下「秘密等」という。）であって、秘密の保全に関する特約条項（秘密保全に関する訓令第29条第1項に規定する秘密の保全に関する規定をいう。）若しくは防衛装備庁における秘密保全に関する特約条項（防衛装備庁における秘密保全に関する訓令第30条第1項に規定する秘密の保全に関する規定をいう。）、特定秘密の保護に関する特約条項（特定秘密の保護に関する訓令第37条第1項に規定する特約条項をいう。）若しくは防衛装備庁における特定秘密の保護に関する特約条項（防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令第37条第1項に規定する特約条項をいう。）又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項（特別防衛秘密の保護に関する訓令第27条第1項に規定する秘密保持に関する規定をいう。）若しくは防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する特約条項（防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令第26条第1項に規定する秘密保持に関する規定をいう。）に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密等に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密等の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

(1) 漏えいした秘密等の区分に応じて、それぞれ次に掲げる金額

ア 「秘密」のときは、契約金額の100分の5

イ 「特定秘密」のときは、契約金額の100分の7.5

ウ 「特別防衛秘密」のときは、契約金額の100分の10

(2) 次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算

ア 秘密等の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額

イ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額

ウ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、
前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額

- (3) 乙が、過去10年以内に秘密等を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、甲により第1号のいずれかに該当するものとして違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした秘密等の区分に応じて同号に掲げる金額と同額を加算
 - (4) 前号に規定する場合における当該過去の秘密等の漏えいが第2号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の秘密等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第2号に掲げる金額と同額を加算
 - (5) 秘密等の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で甲が定める金額
- 2 乙が複数の秘密等を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各秘密等について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
 - 3 乙が甲との間の複数の契約において保全又は保護すべきものとされている秘密等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないときは、当該秘密等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
 - 4 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。
- 第2条 乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から秘密等を指定した旨の通知を受けたときから、当該秘密等の指定にかかる期間（甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は甲が秘密等の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に秘密等を提供する場合は、当該秘密等を乙が受領したときからとする。
- 2 前項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間に乙が秘密等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。
 - 3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であ

っても、第1項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間及び前項の規定に基づき甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第3条 本違約金条項の規定は、これに基づく違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。

建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 受注者は、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

第2条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する「秘密」又は特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する「特定秘密」（以下「秘密等」という。）であって、秘密の保全に関する特約条項又は特定秘密の保護に関する特約条項に基づき受注者が保全又は保護すべきものを当該秘密等に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを発注者が証明した場合は、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、発注者が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、受注者が、当該秘密等の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

(1) 漏えいした秘密等の区分に応じて、それぞれ次に掲げる金額

ア「秘密」のときは、契約金額の100分の5

イ「特定秘密」のときは、契約金額の100分の7.5

(2) 次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算

ア 秘密等の漏えいが受注者の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額

イ 受注者が発注者に対し、秘密等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額

ウ 受注者が発注者に対し、秘密等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額

(3) 受注者が、過去10年以内に秘密等を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、発注者と受注者間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、発注者により第1号のいずれかに該当するものとして違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした秘密等の区分に応じて同号に掲げる金額と同額を加算

(4) 前号に規定する場合における当該過去の秘密等の漏えいが第2号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の秘密等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第2号に掲げる金額と同額を加算

(5) 秘密等の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、受注者の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で発注者が

定める金額

- 2 受注者が複数の秘密等を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各秘密等について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 3 受注者が発注者との間の複数の契約において保全又は保護すべきものとされている秘密等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか受注者が証明できないときは、当該秘密等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 4 受注者が違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延納利息を発注者に支払わなければならない。

第2条 受注者が秘密等を保全又は保護する責任がある期間は、受注者が発注者から秘密等を指定した旨の通知を受けたときから、当該秘密等の指定にかかる期間（発注者が当該期間を延長する旨受注者に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は発注者が秘密等の指定を解除するまでとする。ただし、発注者が受注者に秘密等を提供する場合は、当該秘密等を受注者が受領したときからとする。

- 2 前項に定める受注者が秘密等を保全又は保護する責任がある期間に受注者が秘密等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間、発注者は、受注者に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。
- 3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第1項に定める受注者が秘密等を保全又は保護する責任がある期間及び前項の規定に基づき発注者が受注者に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第3条 本違約金条項の規定は、これに基づく違約金とは別に発注者がその損害につき受注者に対し賠償を請求することを妨げない。

第4条 契約書の締結者の規定が甲及び乙となっているときは、この特約条項において、甲を発注者及び乙を受注者として適用するものとする。

暴力団排除に関する特約条項(工事契約書)

甲及び乙は、防衛省が発注する工事等に関し、次の特約条項を定める。

(下請等から暴力団を排除するための措置)

第1条 乙は、都道府県警察から、暴力団関係者として、防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第6条第1項に規定する工事等の契約に係る有資格者については、下請等として使用してはならない。

(暴力団員等から不当介入を受けた場合の通報義務)

第2条 乙は、防衛省が発注する工事等において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から地元対策費名目等での金品の要求、暴力団関係業者を下請負等として使用することの要求等の不当要求又は現場事務所を損壊する等の妨害行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに最寄りの都道府県警察への通報を行わなければならない。

(不当介入を受けたことにより工期に遅延が生じた場合)

第3条 乙は、防衛省が発注する工事等において、暴力団員等から不当介入を受けたことにより工期に遅延が生じる等の被害が生じた場合には、じ後の措置について甲と協議することができる。

暴力団排除に関する特約条項（工事請書）

防衛省が発注する工事等に関し、次の特約条項を定める。

（下請等から暴力団を排除するための措置）

第1条 都道府県警察から、暴力団関係者として、防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第6条第1項に規定する工事等の契約に係る有資格者については、下請等として使用しない。

（暴力団員等から不当介入を受けた場合の通報義務）

第2条 防衛省が発注する工事等において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から地元対策費名目等での金品の要求、暴力団関係業者を下請負等として使用することの要求等の不当要求又は現場事務所を損壊する等の妨害行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに最寄りの都道府県警察への通報を行う。

（不当介入を受けたことにより工期に遅延が生じた場合）

第3条 防衛省が発注する工事等において、暴力団員等から不当介入を受けたことにより工期に遅延が生じる等の被害が生じた場合には、じ後の措置について貴官と協議の上、その指示に従う。

暴力団排除に関する特約条項（工事以外）

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

（属性に基づく契約解除）

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

（行為に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

個人情報等の安全確保等に関する特約条項

甲及び乙は、個人情報等の安全確保等に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 乙は、善良なる管理者の注意をもって委託（役務提供）業務を行うものとする。

(漏えい等の防止)

第2条 乙は、個人情報等の漏えい等防止のため、適切な措置をとらなければならない。

(秘密の保全)

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、委託（役務提供）業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の目的外利用等の禁止)

第5条 乙は、委託（役務提供）業務に係る個人情報等を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者に閲覧又は提供してはならない。

(個人情報等の持ち出し)

第6条 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所等から個人情報等を持ち出してはならない。

(委託（役務提供）業務終了時の個人情報等の返却、廃棄)

第7条 乙は、この契約の履行が終了した場合は、個人情報等を返却又は廃棄しなければならない。

(個人情報等の取扱者の通知)

第8条 乙は、この契約の履行に際し、個人情報等を取扱う従業員を明確にし、甲に通知するものとする。

(個人情報等の複製)

第9条 乙は、個人情報等を複製する場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の管理)

第10条 乙は、従業員に対する監督、教育、契約内容の遵守状況等、個人情報等の管理について、定期的に検査を行うものとする。また、甲が特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさ

せることができる。

（事故等の発生時に係る報告）

第 1 1 条 乙は、委託（役務提供）業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、速やかに、その内容を甲に報告するものとする。

（違反した場合等の契約解除等）

第 1 2 条 甲は、乙が本条項に違反した場合又は正当な事由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

個人情報等の安全確保等に関する特約条項(請書)

個人情報等の安全確保等に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 善良なる管理者の注意をもって委託（役務提供）業務を行う。

(漏えい等の防止)

第2条 個人情報等の漏えい等防止のため、適切な措置を講ずる。

(秘密の保全)

第3条 この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用しない。

(再委託)

第4条 委託（役務提供）業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に請け負わせる場合には、あらかじめ書面により貴官の承認を受ける。

(個人情報等の目的外利用等の禁止)

第5条 委託（役務提供）業務に係る個人情報等を他の目的で使用しない。
また、当該情報を第三者に閲覧又は提供しない。

(個人情報等の持ち出し)

第6条 この契約の履行に必要な場合を除き、当方の事業所等から個人情報を持ち出さない。

(委託（役務提供）業務終了時の個人情報等の返却、廃棄)

第7条 この契約の履行が終了した場合は、個人情報等を返却又は廃棄する。

(個人情報等の取扱者の通知)

第8条 この契約の履行に際し、個人情報等を取扱う従業員を明確にし、貴官に通知する。

(個人情報等の複製)

第9条 個人情報等を複製する場合は、あらかじめ書面により貴官の承認を受ける。

(個人情報等の管理)

第10条 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等、個人情報等の管理について、定期的に検査を行う。また、貴官が特に必要と認めた場合は、当方に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又は当方の事業所等の関係場所への立入調査に応じる。

(その他)

第11条 委託（役務提供）業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合は、速やかに、その内容を貴官に報告する。

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応
に関する特約条項

甲及び乙は、防衛省が行う情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の調達に係るサプライチェーン・リスク（当該情報システム及びその構成部品等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。）への対策に関し、次の条項を定める。

（意図せざる変更が加えられないための管理体制）

- 第1条 乙は、この契約の履行において、本情報システム（この契約において全部又は一部を設計、構築・製造、運用・保守又は廃棄（賃貸借によるものを含む。）する情報システムをいう。以下同じ。）に防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証する管理を、再委託（再々委託以降の委託を含む。ただし、市場に流通するカタログ製品の購入は、再委託に含まれない。以下同じ。）先を含め、この特約条項の定めるところにより、一貫した品質管理体制の下で行われなければならない。ただし、第三者に再委託しても情報システムの内容を知り得ないことが明らかな場合並びに第三者に再委託してもマルウェア等の不正なプログラム及び機器が組み込まれる等のリスクがないことが明らかである製造請負を再委託する場合は、この限りではない。
- 2 乙は、防衛省の意図しない変更や要機密性情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面（品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。）を甲に提出しなければならない。第三者機関による品質保証体制を証明する書面等が提出可能な場合には、当該書面等も合わせて提出するものとする。
- 3 乙は、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。）を整備し、当該手順及び体制を示した書面を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を再委託する場合には、前項により、防衛省と乙が連携して行う追跡調査や立入調査等を再委託先が受け入れられるよう、あらかじめ再委託先と約定しておかなければならない。

なお、追跡調査や立入調査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する再委託先の従業員の情報を確認するため、これに協力する旨を再委託先との約定に含めなければならない。

- 5 乙は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、情報システムの設計、製造・構築、運用・保守、廃棄の各工程における不正行為の有無について定期的及び必要に応じて監査を行うとともに、この契約により甲に納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙において適切に設定し、少なくとも次の6項目については必ず実施しなければならない。
 - (1) 環境設定されたパラメータの再確認
 - (2) 製造中に利用したアカウントの削除の確認
 - (3) ウイルスチェック
 - (4) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認
 - (5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
 - (6) ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。）の完成度の確認
- 6 乙は、前項の試験に関し、実施要領を作成し、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合には、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 7 乙は、この契約の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、この契約の履行における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除く。）を第三者に再委託する場合には、乙は、主たる契約条項の下請負に関する規定の定めるところにより、必要な手続きを実施しなければならない。
- 8 前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合その他の事由により、届出を行った内容等を変更する場合に準用する。
- 9 乙は、再委託先に提供する情報は必要最低限の範囲とし、提供された情報を第三者に漏えいすることを防止するため、再委託先において適切な管理を行う旨を再委託先との約定に含めなければならない。
- 10 乙は、この契約の一部を第三者に負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされていることにつきその責を免れない。
- 11 乙は、この契約の一部の再委託に当たり、再委託先においてこの特約条項に定める義務が確実に履行されるため必要な事項を、再委託先と約定しなければならない。

(委託先の資本関係・役員の情報等に関する情報提供)

第2条 乙は、この契約の履行に従事する従業員（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、この契約の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとし、次の情報を書面にして、甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の資本関係及び役員の情報
- (2) この契約に係る各工程の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）
- (3) この契約の履行に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性（特に、情報セキュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数）
- (4) この契約の履行に従事する従業員の国籍（雇用対策法（昭和41年法律第132号）第28条第1項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第10条第1項第3号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。）の割合
- (5) 情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省又は防衛省以外との契約実績）

2 前項の規定は、乙がこの契約の履行に従事する従業員を変更する場合にも準用する。

3 乙は、この契約の一部を再委託する場合、再委託業務に従事する従業員を必要最低限に限ることを再委託先と約定するとともに、次の情報を書面にして甲に届け出なければならない。

- (1) 再委託先の資本関係及び役員の情報
- (2) 再委託業務の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）
- (3) 再委託業務に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性（特に、情報セキュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数）
- (4) 再委託業務に従事する従業員の国籍の割合
- (5) 情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省又は防衛省以外との契約実績）

4 前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合にも準用する。

(サプライチェーン・リスクに係る監査の受入れ等)

第3条 乙は第1条第3項に定める防衛省が行う追跡調査や立入検査等を受け入れなければならない。

なお、追跡調査や立入調査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する従業員の情報を確認するため、これに協力しなければならない。

- 2 乙は、再委託先に対し、定期的及び必要に応じて再委託先におけるサプライチェーン・リスク対応についての実施状況について監査を行うものとする。

(機器等の調達)

第4条 乙は、この契約により甲に納入する「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」(経済産業省)に掲載される機器等(以下「機器等」という。)には、CommonCriteria (ISO/IEC 15408)の評価保証レベル(EAL) 4以上の製品を努めて使用しなければならない。機器等に当該基準を満たす製品の仕様が困難な場合は、仕様を予定している機器等と当該基準の比較表を作成し、甲の確認を得た後、安全性及び信頼性の高い製品を使用するものとする。ただし、使用を予定している機器等と当該基準の比較表の確認に当たり、既に甲の確認を得た比較表と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 2 乙は、第2条第3項に掲げるもののほか、機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合、再委託先にこれらの製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わせなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙が再委託先と調整して適切に設定し、少なくとも次の6項目については必ず実施しなければならない。

- (1) 環境設定されたパラメータの再確認
- (2) 製造中に利用したアカウントの削除の確認
- (3) ウイルスチェック
- (4) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認
- (5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
- (6) ソフトウェアのインストール手順書(インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。)の完成度の確認

- 3 乙は、前項の試験に関し、再委託先に実施要領を作成させ、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 4 乙は、機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を整備し、機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関する情報(以下「トレーサビリティ情報」という。)を把握しなければならない。また、乙は、当該管理体制に以下の項目を含めなければならない。

- (1) 機器等に対して不正な変更が加えられないための体制
- (2) 不正な変更が加えられていないことを検査する体制
- (3) 機器等の設計から部品検査、製造、完成検査に至る工程を一貫した

品質保証体制の下で、不正な変更が行われていないことを保証する体制

- 5 乙が機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合にも、前項の規定を準用するものとする。
- 6 乙は、前2項の規定による管理体制を証明する資料を甲に提出しなければならない。また、甲の求めに応じ、トレーサビリティ情報を甲に提出しなければならない。

（防衛省施設において作業を実施する場合の届出）

第5条 乙は、この契約の履行のため、納入先部隊等の防衛省施設において作業（情報システムの内容を知り得ないことが明らかである役務を除く。）を行う場合には、あらかじめ、作業従事者名簿（当該作業に従事する者の会社名及び氏名を一覧にした名簿をいう。以下同じ。）を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲は、前項により乙から提出された作業従事者名簿について、第2条第1項及び第2条第3項により乙があらかじめ届出ている従業員であることが確認できた場合には、名簿の写しに確認印を押印し、乙に手交する。

- 3 乙は、納入先部隊等の防衛省施設における作業に当たり、作業従事者名簿の写しに作業従事者管理報告書（作業従事者名簿の従業員ごとに作業内容の予定と実績を日ごとに記録する報告書）を添付し、この契約の受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として甲が乙に通知した者をいう。）に届出なければならない。納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等を行う場合には、受領検査官又は使用責任者に代えて、甲が乙に指定する当該部隊等に所属する者（作業確認者）に届出を行うこととする。

（その他）

第6条 この特約条項各条の規定により、乙が甲又は防衛省に提出する資料、書面等の名称及び提出時期については、この特約条項の別表による。

- 2 別表に掲げる資料、書面等により甲に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、甲は乙に是正を求めることがあり、乙は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

- 3 甲は、乙の責に帰すべき事由により、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかり、この契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 前項の場合においては、主たる契約の解除に関する規定を準用する。

別表

情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき出する資料、書面等の提出時期

(第6条関係)

番号	名称	条番	資料、書面等の内容	提出時期	様式
1	管理手順及び品質保証体制 (意図しない変更及び情報の窃取等の保証)	第1条 第2項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面(品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	任意
2	不正発見時の追跡調査及び立入検査等の手順及び体制 (原因調査及び排除)	第1条 第3項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	任意
3	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第1条 第6項	乙が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
4	再委託業務に従事させる場合の届出書	第1条 第7項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面	主たる契約条項の定めによる。	主たる契約条項の定めによる。
5	委託業務従事者届出書	第2条 第1項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	委託先において業務を行う前まで	付紙様式第1
6	委託業務従事者届出書(変更)	第2条 第2項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更する場合の届出	従業員を変更する前まで	付紙様式第1
7	再委託業務に従事させる場合の届出書	第2条 第3項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	再委託先において、業務を行う前まで	付紙様式第2
8	再委託業務に従事させる場合の届出書(変更)	第2条 第4項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合の届出	再委託先または再委託先が従事者を変更する前まで	付紙様式第2
9	仕様を予定している機器等とCommon Criteria(ISO/IEC 15408)の比較表	第4条 第1項	機器等にCommon Criteria(ISO/IEC 15408)レベル4を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表	当該製品を使用する前まで	任意
10	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第4条 第3項	再委託先が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
11	製造工程の履歴を記録する管理体制	第4条 第6項	機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を証明	契約の締結後遅滞なく	任意

			する書類	(再委託する場合) 再委託先において、業務を行う前まで	
12	トレーサビリティ情報 (機器等を構成する主要部品)	第4条 第6項	機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関するトレーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合は速やかに	任意
13	作業従事者名簿届出書 (追加)	第5条 第2項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業従事者名簿	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第3
14	作業従事者管理報告書	第5条 第3項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開始	付紙様式第4

付紙様式第 1

委託業務従事届出書（変更）

年 月 日

所 属

官 職

氏 名 殿

住 所

会 社 名

代表者名 印

下記契約に関して、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号

認証(契約)番号・年月日

品 名 ・ 数 量

1 事業者

番号	資本関係	役員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

2 作業従事者

番号	所属・役職	氏名	専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績・経験年数)

3 国籍

番号	国名	作業従事者数(名)	割合(%)

4 情報システムに関する代表的な契約実績

番号	契約相手方	契約システム名	契約年度

注 1：契約の締結後、遅滞なく本様式で届け出ること。この場合、件名(変更)を横線で消去すること。

注 2：変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

付紙様式第 2

再委託業務に従事させる場合の届出書（変更）

年 月 日

所 属

官 職

氏 名 殿

住 所

会 社 名

代表者名 印

下記契約に関して、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号

認証(契約)番号・年月日

品 名 ・ 数 量

1 事業者

番号	資本関係	役員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

2 作業従事者

番号	所属・役職	氏名	専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績・経験年数)

3 国籍

番号	国名	作業従事者数(名)	割合(%)

4 情報システムに関する代表的な契約実績

番号	契約相手方	契約システム名	契約年度

注 1：再委託先において委託業務を行う前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。

注 2：業務範囲については、いずれの会社（事業者）の下請業務かわかるよう、かつ、簡潔に記載すること。

注 3：変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

件名(変更)を横線で消去すること。

作業従事者名簿届出書（追加）

年 月 日

所 属

官 職

氏 名 殿

住 所

会 社 名

代表者名 印

下記契約に関して、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号

認証(契約)番号・年月日

品 名 ・ 数 量

作業従事者名簿

番号	会社名（事業者名）	氏 名

注 1：納入先部隊等での作業開始前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（追加）を横線で消去すること。

注 2：追加のあった場合は、速やかに追加した旨を本様式で届け出ること。

作 業 従 事 者 管 理 報 告 書

調 達 要 求 番 号

認証(契約)番号・年月日

品 名 ・ 数 量

(会社名)

年 月 日

氏 名	作 業 内 容	
	予 定	実 績

注 1：作業内容については、予定欄は契約相手方が、実績欄は受領検査官等が記入する。

注 2：本届出書の提出時において、日々の作業内容の決定が困難な場合は、予定欄は作業開始前までに記入するものとする。

上記のとおり確認した。

年 月 日

所 属

官 職

氏 名

殿

標準請書条項

工事請書条項

第1条 工期内に本工事の完成を厳守する。

第2条 工事が完成し引渡すときは、検査官の検査に合格したものに限る。

第3条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第4条 工事の施工及び現場内の取締りに関しては、すべて貴官の指揮監督に従うものとする。

第5条 図面及び仕様書において監督官の検査を受けて使用するものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。ただし、検査の結果不合格と決定した材料は、遅滞なく引き取らなければならない。

第6条 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から明視することができない工事を施工するときは、特に監督官の立ち会いを得て施工する。

第7条 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、官側が図面又は仕様書に基づく改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、このため請負代金の増額又は工期の延長をすることができない。

第8条 次の各号の一に該当するときは、この契約を解除されても異議の申立てをしない。

(1) 第10条及び第11条の規定以外の事由により、工期内に本工事が完成しないとき。

(2) 完全に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

第9条 前条の規定により、この契約を解除されたときは、請負代金の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。

第10条 天災地変その他請負人の責に帰すことができない理由によって、工期内に完成の見込みがなく、工期を延期しなければならないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を請求することができる。

第11条 前条の規定以外の理由により、工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を申請し、承諾を受ける。この場合、遅滞料を支払い、延期の期間を明らかにして履行する。ただし、遅滞料は、請負代金に対して期限の翌日から起算して、遅滞日数

ごとに1,000分の1を乗じて計算した額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。

第12条 請負代金は、完成検査終了後、適法な支払請求書を提出した日から40日以内に支払を受ける。

2 前項の規定に基づく期限内に請負代金の支払を受けないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づく支払遅延利息を請求することができるものとする。

第13条 本工事の保証期間は、目的物の引渡し後1年とする。ただし、仕様書等に別に示された場合には、その示された期間とする。

第14条 検査前に生じた工事目的物又は工事材料の滅失、き損等すべての危険負担については、当方の負担において処置する。

第15条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、年5.0パーセントの延滞金を支払う。

第16条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示により解決する。

物品売買請書条項

第1条 納入する物品は、定められた規格又は見本どおりであって、納期内に検査に合格したものに限る。

第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第3条 検査の結果不合格となった場合は、当方の負担において直ちに良品と交換、若しくは修補し、又は値引きする。

第4条 納入代金は、受渡完了後、適法な支払請求書を提出してから30日以内に支払を受ける。

第5条 単価契約の場合には、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約したときには、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第6条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定するところによるものとする。

第7条 天災地変その他やむを得ない理由により納期に納入することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、納期の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。

第8条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て納期を過ぎて納入したときは、遅延料として納期の翌日から起算して納入の日まで遅延1日について未納分の金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。

第9条 保証期間は、納入後1年とする。ただし、仕様書に示された場合は、これによる。

第10条 検査の結果、不合格となったとき又は保証期間内に契約不適合（納

入した契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。)が発見されたときは、当方の負担により指定された期日までに修補又は良品と交換する。

第 1 1 条 納入検査前に生じた物品の滅失、き損等すべての危険負担については、当方の負担において処置する。

第 1 2 条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が 1 0 0 円未満である場合はこの限りでない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第 1 3 条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 2 9 条第 1 項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第 1 4 条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

修理請書条項

第1条 修理は、すべて仕様書又は図面に従い、履行期限内に検査に合格するものに限る。

第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第3条 修理に使用する材料は、使用前に係官に連絡し、必要がある場合には検査を受けた後、使用するものとする

第4条 仕様書又は図面以外に修理を必要とする箇所を発見したときは、事前に係官に連絡し、その指示を受ける。

第5条 天災地変その他やむを得ない理由により履行期限内に納入することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、履行期限の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。

第6条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て履行期限を過ぎて納入したときは、遅滞料として履行期限の翌日から起算して納入の日まで遅延1日について遅延部分の金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りではない。

第7条 修理物品を受領するときは、受領書を提出し、それ以後の請負者の責に期する滅失及びき損については原状に復するか、又は指定の期日までに損害賠償を行う。

第8条 修理が完成したときは、貴官に届け出てその日から10日以内に請負者又は代理人が立ち会いの上、検査を受け、合格した後引渡しをする。

第9条 検査の結果、不合格と認められたときは、直ちに再修理をする。

第10条 修理完成品を納入するときは、修理のため交換して不用になった部品は返還する。

第11条 請負代金は、受渡完了後適法な支払請求書を提出してから30日以内に支払を受ける。

第12条 単価契約の場合は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づ

く税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第 1 3 条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）の規定するところによるものとする。

第 1 4 条 修理箇所について、第 8 条に規定する引渡しから 1 年以内に契約不適合（引渡した修理物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。）を発見した旨の通知を受けたときは、直ちにこれを修補し、その損害を賠償する。

第 1 5 条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、解除部分に対する請負金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が 1 0 0 円未満である場合はこの限りでない。

第 1 6 条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 2 9 条第 1 項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第 1 7 条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

製作物供給請書条項

- 第1条 納入する物品は、定められた仕様書又は見本どおりであって、納期内に検査に合格するものに限る。
- 第2条 書面による承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。
- 第3条 検査の結果不合格となったときは、当方の負担において直ちに良品と交換若しくは修補し、又は値引きする。
- 第4条 納入代金は、受渡完了後、適法な支払請求書を提出してから30日以内に支払を受ける。
- 第5条 単価契約の場合は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。
- 第6条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。
- 第7条 天災地変その他やむを得ない理由により納期に納入することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、納期の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。
- 第8条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て納期を過ぎて納入したときは、遅延料として納期の翌日から起算して納入の日まで遅延1日について未納分の金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。
- 第9条 保証期間は、納入後1年とする。ただし、仕様書に示された場合は、これによる。
- 第10条 検査の結果、不合格又は保証期間内に契約不適合（納入した契約

物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。)が発見されたときは、当方の負担により指定された期日までに修補又は良品と交換する。

第 1 1 条 納入検査前に生じた物品の滅失、き損等すべての危険負担については、当方の負担において処置する。

第 1 2 条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、解除部分に対する契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が 1 0 0 円未満である場合はこの限りでない。

第 1 3 条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 2 9 条第 1 項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第 1 4 条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

役務供給請書条項

第1条 役務は、仕様書、図面又は見本に従い履行期限内に完了する。

第2条 書面による承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第3条 検査の結果不合格となったときは、遅滞なくこれを修補する。

第4条 契約代金は、役務完了後、適法な支払請求書を提出してから30日以内に支払を受ける。

第5条 単価契約の場合は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第6条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。

第7条 天災地変その他やむを得ない理由により、履行期限内に役務を完了することができないときは、その理由を記した書面を提出して、履行期限の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。

第8条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て履行期限を過ぎて役務を完了したときは、遅滞料として履行期限の翌日から起算して完了の日まで遅延1日について、遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。

第9条 検査の結果、不合格となったとき、又は役務完了の日から1年以内に、契約不適合（納入した契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。）が発見されたときは、当方の負担において指定された期日までに修補する。

第10条 役務完了前に役務目的物又は役務材料について生じた損害その他

役務提供に関して生じた損害は、当方の負担とする。

第 1 1 条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が 1 0 0 円未満である場合はこの限りでない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合は、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法の定める規定に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第 1 2 条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 2 9 条第 1 項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第 1 3 条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

糧食品売買請書条項

- 第1条 納入する糧食品は、品質、形状等すべて指示された規格仕様又は見本どおりで、新鮮かつ衛生的なものであって、検査に合格したものに限る。
- 第2条 書面による承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。
- 第3条 糧食品の納入は、発注書により行い、その増減は書面又は電話によるものとする。
- 第4条 検査の施行の際は、納入者又はその代理人が立ち会い、もし当方の都合により立ち会わないときは検査の結果について、異議の申し立てはしない。
- 第5条 検査の結果、不合格となったときは当方の負担において直ちに良品と交換又は値引きする。
- 第6条 納入代金は、受渡完了後、適法な支払請求書を提出し30日以内に支払を受ける。
- 第7条 単価契約の場合は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。
- 第8条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。
- 第9条 天災地変その他やむを得ない理由により、指示どおりの日時に納入することができないときは、部隊の給食に支障を来さない時間的余裕をもって貴官にその理由を詳記して、納入の延期又は契約の解除を請求する。
- 第10条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て納入期日を過ぎて納入したときは、遅延料として納期の翌日から起算して納入の日まで遅延1日について、その遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する

金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。

第11条 検査前に生じた損害は、すべて当方の負担とする。

第12条 納入者、その家族及び従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、速やかに衛生保健所に連絡するとともに納入を中止し、その旨を申し入れるとともに貴官の指示に従う。

第13条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合はこの限りでない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合は、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法の定める規定に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第14条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第15条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

宿舎借上請書条項

第1条 宿舎及び食事の提供は、仕様書、又は貴官の指示に従い、履行期間に適切に履行する。

第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第3条 予定数量による契約の場合、その増減の通知は、書面又は口頭により受けるものとする。予定数量の増減による損害賠償は請求しない。ただし、著しい場合は、貴官と協議する。

第4条 宿舎及び食事の提供については、安全及び衛生管理に万全を期す。

第5条 当方及びその従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、履行の中止を申し入れるとともに貴官の指示に従う。

第6条 検査が行われるときは、当方又はその代理人が立ち会い、もし当方の都合により立ち会わないときは、検査の結果について、異議の申し立てはしない。

第7条 契約代金は、履行完了後、適法な支払請求書を提出してから、30日以内に支払いを受ける。

第8条 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第9条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。

第10条 天災地変その他やむを得ない理由により履行することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、契約の解除を申請し、その承認を受ける。

第11条 履行完了前に契約の目的その他契約履行に関して生じた損害は、

当方の負担とする。

第 1 2 条 当方が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が 1 0 0 円未満である場合は、この限りではない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第 1 3 条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 2 9 条第 1 項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第 1 4 条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

借上請書条項

第1条 貴官の借上に係る内容は、仕様書、又は貴官の指示に従い、履行期間に適切に履行する。

第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第3条 予定数量による契約の場合、その増減の通知は、書面又は口頭により受けるものとする。予定数量の増減による損害賠償は請求しない。ただし、著しい場合は、貴官と協議する。

第4条 貴官の借上げに係る物品（資機材及び車両等を含む。以下同じ。）の貸出しを行う場合には、貴官が定める当方の貸出期限（当方が貴官に当該物品を差し出す期限をいう。）までに、貴官の指示する当方の貸出準備（貸出期間において支障のないよう整備を行い確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行う。この場合において、貸出し時における物品の破損等については、当方の負担とする。

2 貴官の借上げに係る不動産の全部又は一部の貸出しを行う場合には、貴官が定める当方の貸出期限（当方が貴官に当該不動産の全部又は一部を差し出す期限をいう。）までに、貸出期間中において支障のないよう整備を行うほか、安全及び衛生管理に万全を期するとともに、契約内容に備付器材等の使用が含まれているときには、貴官が指示する当方の貸出準備（当該器材等を使用可能な状態にして確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行う。

3 貸出期間中において、その貸し出した物品（以下「貸出物品」という。）又は不動産の全部若しくは一部（以下「貸出物品等」と総称する。）の使用が不能になったこと等により契約の目的を達し得ない状況が生じたときには、速やかに貸出物品等に代わる物品又は不動産の全部若しくは一部を差し出すこと等により必要な対策を講じる。ただし、当該状況が当方の責に帰さない事由により生じたものである場合には、貴官とその後の対応等について協議の上、その指示に従う。

4 貴官は、借上期間中において、その借り上げた物品又は不動産の全部若しくは一部を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

5 貸出期間中において生じた貸出物品等の破損等に係る費用は、当方の負担とする。ただし、当該破損等が、当方の責に帰さない事由により生じたものである場合には、貴官と当該破損等に係る費用について協議する。

6 貸出物品の引取りについては、貴官が定める当方の引取期限までにその履行を完了する。この場合において、引取り時において生じた貸出物品の破損等に係る費用は、当方の負担とする。

第5条 検査が行われるときは、当方又はその代理人が立ち会い、もし当方の都合により立ち会わないときは、検査の結果について、異議の申し立てはしない。

第6条 契約代金は、履行完了後、適法な支払請求書を提出してから、30日以内に支払いを受ける。

第7条 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第8条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。

第9条 天災地変その他やむを得ない理由により、契約内容どおり履行することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、履行の延期又は契約の解除等を申請し、その承認を受ける。

第10条 履行完了前に契約の目的その他契約履行に関して生じた損害は、当方の負担とする。

第11条 当方が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合は、この限りではない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第12条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第13条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

標準契約書

契約書式

標準契約書（目次 1 (1) から (7) までに掲げる契約条項による場合）

契 約 書						収入 印紙
を甲とし			を乙として			
下記により			契約を締結する。			
契約金額 ¥ _____						
品 名（件名）	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	
納期（履行期限）			納 地			
契 約 保 証 金			役務提供場所			
契 約 方 法	確定、概算、単価契約					
契 約 条 項	航空自衛隊標準契約条項 及び適用契約条項の関係条項による。					
特 約 条 項						
令和 年 月 日						
甲			印			
乙			印			

標準契約書（目次 1 (8) 及び(9)に掲げる契約条項による場合）

契 約 書 収入 印紙 を甲とし を乙として 下記により 契約を締結する。 契約金額 ¥					
品 名（件名）	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
引 渡 期 限			引 渡 場 所		
契 約 保 証 金					
契 約 方 法	確定、概算、単価契約				
契 約 条 項	航空自衛隊標準契約条項 及び適用契約条項の関係条項による。				
特 約 条 項					
令和 年 月 日					
甲			印		
乙			印		

標準契約書（目次 1 (10)に掲げる契約条項による場合）

契 約 書						収入印紙
を甲とし						を乙として
下記により 産業廃棄物等収集運搬業務委託契約 を締結する。						
契約金額：¥ _____						
内 訳						
品名（件名）等	単位	数量	単価	金 額	備 考	
引 渡 場 所				引 渡 期 限		
搬 入 場 所				履 行 期 限		
契約保証金						
契 約 方 法	確定、概算、単価契約					
契 約 条 項	航空自衛隊標準契約条項産業廃棄物等収集運搬業務委託契約条項 及び適用契約条項の関係条項による。					
特 約 条 項						
令和 年 月 日						
甲						
乙						
印						
印						

※産業廃棄物等収集運搬業務委託契約条項適用に係る標準契約書

契 約 書						収入印紙	
を甲とし				を乙として			
下記により 産業廃棄物等処分業務委託契約 を締結する。							
契約金額：¥							
内 訳							
品名（件名）等		単位	数量	単価	金 額		備 考
履 行 期 限							
履 行 場 所							
契約保証金							
契 約 方 法		確定、概算、単価契約					
契 約 条 項		航空自衛隊標準契約条項産業廃棄物等処分業務委託契約条項 及び適用契約条項の関係条項による。					
特 約 条 項							
令和 年 月 日							
甲							
乙							
印							
印							

標準契約書（目次 1 (12)に掲げる契約条項による場合）

契 約 書				収入印紙
を甲とし				を乙として
下記により 電力需給契約 を締結する。				
契約単価 （基本料金：契約電力 1 KW／月）				
契約電力量料金単価その他 （電力量料金等：使用電力量 1 KWh）		夏 期		
		その他季		
		昼 間		
		夜 間		
契 約 電 力	KW	供 給 場 所	基地	
標 準 周 波 数	HZ	供給電力方式	交流	相 線式
供 給 電 圧	標準電圧 V	計 量 電 圧	標準電圧	V
計 量 日 時		受 電 方 式		
供 給 地 点	供給場所における電力会社の架空引込線と甲が敷設した断路器の電源側接続点			
電気工作物の財産分界点	供給地点における電力会社の架空引込線と甲が敷設した断路器の電源側接続点（保安上の責任分界点につき同じ）			
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
契 約 保 証 金				
契 約 方 法	単価契約			
契 約 条 項	航空自衛隊標準契約条項電力需給契約条項 及び適用契約条項の関係条項による。			
特 約 条 項				
令和 年 月 日				
甲				
乙				
印				
印				

料 金 率 表

料 金 項 目		単位	単 価
基本料金 （契約電力 1 KWにつき）		円	
従量料金 （使用電力 1 KW時につき）	夏 期	円	
	冬 期	円	
	昼 間	円	
	夜 間	円	
	そ の 他	円	

契 約 書						収入印紙
を甲とし			を乙として			
下記により 食器洗浄作業等部外委託 契約を締結する。						
契 約 項 目	食 事 区 分	単 位	予 定 作 業 量	単 価	備 考	
食器洗浄及び 清掃作業等	朝食作業					
	昼食作業					
	夕食作業					
契 約 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					
契 約 保 証 金						
契 約 方 法	単価契約					
役 務 履 行 場 所						
契 約 条 項	航空自衛隊標準契約条項食器洗浄作業等部外委託契約条項 及び適用契約条項の関係条項による。					
特 約 条 項						
令和 年 月 日 甲 乙 印 印						

契 約 書					収入印紙
を甲とし			を乙として		
下記により 宿舎借上契約 を締結する。					
件 名	規 格	単位	予定数量	単 価	備 考
履 行 期 間					
履 行 場 所					
契 約 保 証 金					
契 約 方 法	確定、概算、単価契約				
契 約 条 項	航空自衛隊標準契約条項宿舎借上契約条項 及び適用契約条項の関係条項による。				
特 約 条 項					
令和 年 月 日					
甲			印		
乙			印		

契 約 書

収入印紙

を甲とし

を乙として

下記により 借上契約 を締結する。

契約金額： ¥ _____

件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額		
履 行 期 間			(乙)貸出期限				
履 行 場 所			(乙)引取期限				
契 約 保 証 金							
契 約 方 法	確定、概算、単価契約						
契 約 条 項	航空自衛隊標準契約条項借上契約条項 及び適用契約条項の関係条項による。						
特 約 条 項							

令和 年 月 日

甲

乙

印

印

請書書式

標準請書（目次 4 (1)から(6)までに掲げる請書条項による場合）

請書					収入印紙
契約担当官官職氏名					
殿					
契約金額 ¥					
品 名（件名）	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
納期（履行期限）			納 地		
契 約 保 証 金			役務提供場所		
契 約 方 法	確定、概算、単価契約				
契 約 条 項	航空自衛隊標準請書条項 及び適用契約条項の関係条項による。				
特 約 条 項					
上記の事項を承諾の上、契約を履行します。					
令和 年 月 日 住所、会社名、代表者名					
印					

標準請書（目次 4 (7)に掲げる請書条項による場合）

請書 収入印紙 契約担当官官職氏名 殿					
件名	規格	単位	予定数量	単価	備考
履行期間					
履行場所					
契約保証金					
契約方法	確定、概算、単価契約				
契約条項	航空自衛隊標準請書条項 宿舎借上請書条項 及び適用契約条項の関係条項による。				
特約条項					
上記の事項を承諾の上、契約を履行します。 令和 年 月 日 住所、会社名、代表者名 印					

標準請書（目次 4 (8)に掲げる請書条項による場合）

請書					収入印紙
契約担当官官職氏名					
殿					
契約金額 ¥					
件名	規格	単位	数量	単価	金額
履行期間			貸出期限		
履行場所			引取期限		
契約保証金					
契約方法	確定、概算、単価契約				
契約条項	航空自衛隊標準請書条項借上請書条項 及び適用契約条項の関係条項による。				
特約条項					
上記の事項を承諾の上、契約を履行します。					
令和 年 月 日 住所、会社名、代表者名					
印					